

平成28年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに3年連続の引上げ

- ① 民間給与との較差（0.13%）を解消するため、月例給を引上げ（給料月額を引上げ）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.10月分引上げ（支給月数4.20月分→4.30月分）

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の497事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された119事業所について、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して調査を行った（調査完了率84.0%、調査実人員8,022人）。

2 民間給与との比較

（1）月例給

民間給与	職員の給与	較差
408,362円	407,846円	516円(0.13%)

（2）特別給（ボーナス）

民間支給割合	職員の支給月数	差
4.32月分	4.20月分	0.12月分

（注） 勧告月数は、国等と同様に0.05月単位で決定しており、小数第2位を二捨三入・七捨八入するため、民間支給割合が4.32月分の場合は4.30月分となる。

3 本年の給与の改定

（1）月例給

ア 行政職給料表(1)：較差を解消するため、平均改定率を0.15%として引き上げる。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度引き上げ、その他は400円を基本に引き上げる。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表：行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行う。

ウ 初任給調整手当：国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

（2）期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.20月分）が、民間の特別給の支給割合（4.32月分）を下回っていることから、支給月数を0.10月分引き上げる（4.20月分→4.30月分）。

（3）改定の実施時期等

平成28年4月1日から実施すること。ただし、（2）については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

（4）その他の課題

ア 配偶者に係る扶養手当の見直し：本市の支給状況や市内民間企業における見直しの動向を勘案し、

国及び他都市の動向を注視しながら、検討していくこととする。

イ 住居手当：制度自体の見直しを検討する時期に来ている。国、他都市及び市内民間事業所の支給水準を注視し、本市の実情を踏まえた制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

4 人事管理に関する報告及び意見

(1) 人材の確保・育成

ア 人材の確保：本市職員として働く魅力を積極的に発信していくことに加え、受験対象者が目的意識を持って本市職員を目指せるよう、職員のあるべき姿である人材ビジョンを発信していく。

イ 人材の育成：「川崎市人材育成基本方針」等に基づく取組を着実に実施し、より効果的な人材の育成を計画的に推進する必要がある。

ウ 女性職員の登用の拡大：「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」の進捗を定期的に検証し、中長期的な視点から女性の活躍推進に取り組んでいくことが求められる。

(2) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減：任命権者においては効果的な業務執行体制の構築、業務量に見合った適正な職員配置を踏まえた体制の整備を進め、管理監督者においては勤務時間の適正管理や業務の効率化などの具体的な取組方法の習得に努め実践されたい。

イ 仕事と家庭生活の両立支援の推進：「ゆう活」・フレックスタイム制等について本市にとってより適切な制度を検討されたい。また、自己啓発等休業、配偶者同行休業の導入を検討する必要がある。介護休業等に係る新たな制度については、法令改正状況を注視し適切な制度を導入していく必要がある。

ウ メンタルヘルス対策：これまでの一次予防の取組と併せ、ストレスチェック制度を運用していくことで、引き続きメンタルヘルス対策の推進をしていくことが望ましい。

エ 高齢期の雇用の在り方：職員が自らの希望と能力に応じた働き方を適切に選択できるよう、取り組んでいくことが望まれる。計画的な人事管理に努め、年金支給開始年齢の引上げに応じた措置を講じていく必要がある。

(3) 県費負担教職員の給与負担等の移譲：任命権者を中心として準備が進められているところであるが、本委員会においても、任命権者と連携を図りながら、円滑な移譲に向け必要な準備を進めていく。

(4) 市民からの信頼確保：コンプライアンスの徹底や不祥事の発生しにくい風通しの良い職場環境づくりなどに積極的に取り組まれたい。

【参考】

1 紙改定に伴う職員の平均給与額

勧告前の給与月額	改定額	勧告後の給与月額	平均年齢
407,846 円	516 円	408,362 円	41.8 歳

2 紙改定に伴う職員の平均年間給与

勧告前の平均年間給与	勧告後の平均年間給与	平均年間給与の差
6,607,000 円	6,656,000 円	49,000 円(0.74%)

3 紙改定に伴う所要額（見込）

- (1) 企業職を除いた場合 約4億6,000万円
- (2) 企業職を含めた場合 約6億円

問い合わせ先 川崎市人事委員会事務局調査課
電話 044-200-3341

職員の給与に関する報告及び勧告

平成28年10月

川崎市人事委員会

五

28川人委調第291号
平成28年10月12日

川崎市議会議長 石田康博様
川崎市長 福田紀彦様

川崎市人事委員会
委員長 秦野純一

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告

1 職員の給与等の実態	1
2 民間の給与等の実態	1
3 民間給与との比較	4
4 物価及び生計費	4
5 人事院勧告の概要	5
6 本年の給与の改定	9
(1) 月例給	9
(2) 期末・勤勉手当	10
(3) その他の課題	10
7 人事管理に関する報告及び意見	11
(1) 人材の確保・育成	11
(2) 勤務環境の整備	13
(3) 県費負担教職員の給与負担等の移譲	18
(4) 市民からの信頼確保	18
8 おわりに	19
別紙第2 勧 告	21
参考資料	41

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年 4 月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（9,413人、平均年齢42.0歳）の平均給与月額は400,361円（給料325,720円、扶養手当9,096円、地域手当54,756円、その他10,789円）となっている。

また、行政職給料表(1)の適用職員（5,767人、平均年齢41.4歳）の平均給与月額は403,852円（給料327,328円、扶養手当7,939円、地域手当55,258円、その他13,327円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,654人、平均年齢41.8歳）の平均給与月額は407,846円（給料330,355円、扶養手当8,097円、地域手当55,800円、その他13,594円）となっている。

【参考資料第 1 表～第 9 表（41～97 ページ）参照】

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事

業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の497事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された119事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第20表（100～114ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で204,622円、短大卒で178,976円、高校卒で165,837円となっている。

【参考資料第11表（101ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（102～111ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で45.2%、高校卒で18.9%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給が増額となっている事業所の割合は、大学卒で43.6%、高校卒で51.3%となっている。

【参考資料第13表（112ページ）参照】

(4) 家族手当

家族手当制度がある事業所の割合は79.7%であり、その平均支給月額は配偶者13,288円、配偶者と子1人の場合19,548円、配偶者と子2人の場合

25,198円となっている。

【参考資料第14表（112ページ）参照】

(5) 住宅手当

住宅手当を支給する事業所の割合は72.6%であり、そのうち借家・借間居住者に対して支給する事業所の割合は95.9%となっている。

【参考資料第15表（113ページ）参照】

(6) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.32月分相当となっている。

【参考資料第16表（113ページ）参照】

(7) 給与改定の状況

参考資料第17表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は37.5%、ベースアップを中止した事業所の割合は17.8%となっている。

また、参考資料第18表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は86.9%となっている。

【参考資料第17表・第18表（113～114ページ）参照】

(8) 昇給制度の状況

一般の従業員について、昇給制度を設けている事業所の割合は89.1%であり、そのうち査定昇給を行っている事業所の割合は88.2%となっている。

【参考資料第19表（114ページ）参照】

(9) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、部長級で61.5%、課長級で58.9%、一般の従業員で46.0%となっている。

【参考資料第20表（114ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較差 $a - b$ $\left(\frac{a-b}{b} \times 100 \right)$
408,362	407,846	516 (0.13%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国では0.3%、本市では0.6%下落している。

本委員会が「家計調査」（同省）及び「全国消費実態調査」（同省）を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で115,380円、2人世帯で160,100円、3人世帯で182,680円、4人世帯で205,280円となっている。

【参考資料第21表・第22表（115～117ページ）参照】

5 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要是、次のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

I 給与勧告制度の基本的考え方

1 給与勧告の意義と役割

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

2 民間準拠による給与水準の改定

- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- ・ 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- ・ 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精神性を維持

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率 87.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与額を比較

○ 民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(一)…現行給与 410,984円 平均年齢43.6歳]

[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返り分(注) 54円]

(注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

(1) 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。

その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

(2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

(係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額)

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の待遇を確保する観点から、所要の改定

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
28年度 期末手当 勤勉手当	1.225月 (支給済み) 0.80月 (支給済み)	1.375月 (改定なし) 0.90月 (現行0.80月)
29年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.225月 0.85月	1.375月 0.85月

[実施時期]

・月例給：平成28年4月1日 　・ボーナス：法律の公布日

III 給与制度の改正等

1 給与制度の総合的見直し

- ・国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額の5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・本府省課長級（行（一）9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。
- ・本府省室長級（行（一）8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

4 その他

(1) 再任用職員の給与

- ・勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

(2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った待遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導

育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

1 改正概要

(1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6ヶ月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6ヶ月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

(2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

(3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を發揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

(2) 人材育成

OTT-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に則して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に従事する子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

(2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超過予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超過をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

(3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

(4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

(5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った待遇を確保するよう各府省を指導

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配備、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

6 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関する基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を516円(0.13%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、引上げ改定を行うこととする。改定に当たっては、給料月額の引上げにより較差を解消することとするため、平均改定率を0.15%として引き上げる。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、初任給を1,000円引き上げることとし、若年層についても同程度の引上げを行い、その他については、それぞれ400円を基本に引き上げることとする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

ウ 初任給調整手当

初任給調整手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.20月分）が、民間事業所の特別給の支給割合（4.32月分）を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とする。

併せて、再任用職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(3) その他の課題

ア 配偶者に係る扶養手当の見直し

本年8月、人事院は民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成29年4月1日から段階的に配偶者に係る扶養手当の額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、それによって生じた原資を用いて、子に係る手当額を引き上げること等を内容とする報告及び勧告を行った。

本市における扶養手当の見直しについては、地方公務員法による均衡の原則の観点から、国家公務員との均衡に配慮して行う必要があるが、本市の支給状況や市内民間企業における見直しの動向を勘案し、国及び他都市の動向を注視しながら、検討していくこととする。

イ 住居手当

住居手当については、平成26年3月をもって自宅に係る住居手当を廃止し、同年4月から借家・借間に係る住居手当額を5,900円引き上げるなど、継続的な見直しを進めているところである。

本市の住居手当制度は、支給額においては、依然として国、他都市及び市内民間事業所と比べて低い水準にある反面、支給対象者に対して一律に定額を支給する制度となっている。国及び他都市においては、家賃負担額

や居住地域によって支給額に差を設ける制度や年齢等に応じた支給制限を設ける制度を採用しているところが多く、本市においても制度自体の見直しを検討する時期に来ている。

今後、住居手当制度の見直しにあたっては、引き続き、国、他都市及び市内民間事業所の支給水準を注視していくことに加え、本市の実情を踏まえた住居手当制度の在り方について、検討を進めていく必要がある。

7 人事管理に関する報告及び意見

(1) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

民間企業の採用意欲の高まりや、国、他の地方自治体等との採用活動の競合を背景として、本市の職員採用をめぐる環境は依然として厳しい状況にある。市民ニーズや行政課題など、本市を取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、多様で有為な人材の確保が引き続き重要な課題である。

職員採用試験における受験者数の確保・増加に向けては、これまで、採用説明会、かわさきナビゲーター制度等の広報活動を実施してきたところである。引き続き、受験対象者と接する機会の確保や各種媒体の活用を通して、本市職員として働く魅力を積極的に発信していくことに加え、受験対象者が目的意識を持って本市職員を目指せるよう、職員のあるべき姿である人材ビジョンを発信していく。

また、近年、特に人材の確保が困難な状況にある技術系職種については、よりきめ細やかな対応が求められており、昨年度から技術系職員の出身校訪問等による広報活動を実施しているところである。さらに今後は、理工系の学生等を対象に、本市の魅力や仕事のやりがい等をPRする動画を作成・活用するなど、技術系職員の人材獲得に向けた広報活動に幅広く取り

組んでいく。

イ 人材の育成

本市職員が質の高い行政の担い手となるためには、人材の育成に計画的に取り組んでいくことが重要である。本市は、本年3月に、これまでの人材育成基本計画を踏まえ、概ね10年程度を取組期間とした「川崎市人材育成基本方針」を策定しており、本方針で明示された人材ビジョン、職場のチーム原則及び職員の行動指針が職場や職員へ浸透することで、市役所内部の質的改革が推進されることが期待される。

本年度から、本方針の下に定めた「人材育成アクションプラン」に基づき、階層別研修「主任5年目研修」等を新設するなど、研修体系の見直しを図っている。この取組を効果的なものとするためには、職員が職位ごとの役割を意識して職務に当たることが重要である。管理監督者については、職場においてマネジメントを的確に行うことが引き続き重要な課題であり、管理監督者全員がマネジメントに対する意識を高め、必要な能力を習得できるよう、管理監督者に求められる行動を具体的に示すなど、研修の内容や手法を検討していく必要がある。管理監督者以外の職員については、次の職位を見据えて資質・能力の向上に意識を持つことが求められており、特に中堅職員がその経験を活かし役割を発揮できるよう、研修の強化・充実に取り組む必要がある。

今後は、本方針等に基づく取組を着実に実施し、より効果的な人材の育成を計画的に推進する必要がある。

ウ 女性職員の登用の拡大

多様化する市民ニーズに対応していくためには、行政組織における人材の多様性を確保する必要があり、職員が性別を問わず能力を発揮することが重要な課題となっている。本年4月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が全面施行され、地方公共団体にも行動計画の策定

等が義務付けられ、本市においても「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定したところである。本計画においては、本市女性職員の活躍に関する状況を把握・分析し、管理職（課長級）に占める女性比率の数値目標設定等の取組が示されていることから、今後は、本計画の進捗を定期的に検証し、中長期的な視点から女性の活躍推進に取り組んでいくことが求められる。

本市女性職員の活躍に関する状況は、管理職に占める女性の割合については、職員全体に占める女性の割合を大きく下回っており、女性職員の昇任に対する意欲については、昨年度に任命権者が実施したアンケート調査の結果において、消極的な傾向が示されていた。今後、女性職員の登用を拡大していくためには、昇任に対し意欲と能力のある人材の育成が重要であり、出産・育児等のライフイベントや昇任時期を迎える前の段階から、仕事のやりがいやキャリアプランについて意識を高め、経験やスキルを身に付けられるよう、人事異動や研修等を実施し、検証していく必要がある。

任命権者においては、本年度に対象者の範囲を拡大して実施したアンケート調査の結果も踏まえ、引き続き、課題の分析・検討を進められたい。本委員会においては、女性職員が積極的に係長昇任選考を受験できるよう、任命権者と連携しながら受験しやすい環境の整備を図っていく。

加えて、職場の勤務環境が家事・育児・介護等を行う職員のキャリア形成を阻害するがないよう、後述する時間外勤務の縮減や仕事と家庭生活の両立支援の推進にも取り組んでいく必要がある。

(2) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減

平成27年度の時間外勤務の状況は、年間の総時間外勤務時間数及び職員一人当たりの時間外勤務時間数が前年度に比べ増加している。平成25年度

から増加傾向が続いている、任命権者における取組は残念ながら十分とはいえない。こうした状況に加えて、前述の「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」の策定を契機に、年間の総時間外勤務時間数を前年度比で5%縮減することが目標として掲げられた。任命権者においては、時間外勤務縮減の目標達成に向か、より一層の取組の推進が必要となる。

任命権者における本年度の取組として、原則として昨年度の時間外勤務時間数が480時間を超えた職員が在籍した市長事務部局の職場に対して、管理監督者に対する調査及びヒアリングを行い、職場ごとに時間外勤務を増加させている要因を分析し、適した対策を検討する取組を計画している。職場ごとに適した対策を検討する取組は、昨年の本委員会の報告においても言及したものであり、取組の推進を注視していく。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍推進の観点からも、時間外勤務の縮減は大変重要な課題であり、恒常に時間外勤務が多い職場への対策だけでは解決が難しい問題である。任命権者においては、効果的な業務執行体制の構築や業務量に見合った適正な職員配置を踏まえた体制の整備を進め、強い取組姿勢をもって全ての職場に対して意識改革を促すことが望まれる。また、管理監督者においては、勤務時間の適正管理や業務の効率化などの具体的な取組方法の習得に努められ、職場において着実に実践されたい。

イ 仕事と家庭生活の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現は、有能な人材の確保、メンタルヘルス不調の予防や業務効率の向上による長時間労働の解消などにつながるものとして、社会全体に求められている。本市においても、その実現に向けて、職員の実情に応じた制度の導入や取組の推進が望まれる。

国家公務員においては、昨年度から政府を挙げて展開する、夏に朝型勤務を推奨して働き方や生活スタイルを変革させる国民運動（ゆう活）に取

り組み、終業時刻を早め、定時退庁を促進したり、業務の効率化や時間外勤務の縮減を進めるなどワーク・ライフ・バランスを推進する取組を行っている。また、本年度から職員の申告を考慮して勤務時間を割り振るフレックスタイム制を、全ての職員を対象とするよう拡充することで、働きやすい環境の整備を進めている。本市においては、国家公務員と職場の状況が異なることから、適切な公務運営の確保に配慮し、国の実施状況や他都市の動向を注視しつつ、本市のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、より適切な制度を検討されたい。

また、公務を取り巻く社会環境の変化に対応できるよう、職員の自主性・自立性を尊重した幅広い能力開発のため、大学等における修学や国際貢献活動を希望する職員が利用できる休業制度（自己啓発等休業）や、職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の海外転勤等に伴い、配偶者とともに生活することを希望する職員が利用できる休業制度（配偶者同行休業）が国家公務員において導入されている。本市においては、これらの休業制度は導入されていないが、他の多くの政令市で既に導入されていることや、多様な職員のニーズに対応し、有能な人材を確保する観点からも、制度の選択肢を広げることの必要性が認められることから、導入を検討する必要がある。

本年3月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、介護休業の分割取得や介護のための所定労働時間の短縮措置などの新たな制度が来年1月から民間企業等に導入される。また、本年8月に人事院は、国家公務員においても同様の措置が必要であるとし、必要な法律の改正に関する意見の申出及び勧告を行った。我が国の高齢化の進行に伴い、本市においても、今後介護に関わる職員が増加していくことが見込まれることから、必要な法令の改正状況などを注視しつつ、適切な制度を導入していく必要がある。

ウ メンタルヘルス対策

本市のメンタルヘルス不調による長期療養者の数は、平成23年度以降横ばいが続き、平成27年度においては3年ぶりに減少に転じたが、長期療養者のうち、精神・行動の障害の占める割合は57.8%となっており、いまだ高い割合を占めている。

本市のメンタルヘルス対策は、平成26年4月に策定された「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づき、一次予防の取組を強化してきたところであり、平成27年12月の労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェックの義務化を受けて、全職員を対象としたストレスチェック制度の運用が本年度から始まったところである。ストレスチェック実施に際しては、全職員がセルフケアを行うことに加え、チェック結果を元にした職場環境の改善を目的として、独自の質問項目を設けており、高ストレス職員を対象とした産業医面談の実施や所属長を中心とした職場環境の改善への取組等につながることが期待されている。これまでの「川崎市職員メンタルヘルス対策推進計画」に基づく取組と併せて、引き続きメンタルヘルス対策を推進していくことが望ましい。

なお、東日本大震災や熊本の震災等を機に、大災害が発生した際の職員のメンタルヘルス対策が注目されるようになり、本市においても、災害時の業務執行における職員の心身の健康維持体制づくりのため、「災害時こころのケアの手引」が発行された。過酷な災害対応の現場において活動する自治体職員の中には、心のバランスを崩してしまった例も報告されていることから、任命権者においては、日頃からこれらを活用し、いざという時の備えに努められたい。

エ 高齢期の雇用の在り方

国家公務員の雇用と年金の接続については、平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面は年金支

給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとされている。また、地方公務員については、平成25年3月の総務副大臣通知により、閣議決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請がなされている。

民間においても、平成25年4月に改正された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、事業主は継続雇用制度を導入する場合には希望者全員を対象とする制度とすることが指針として示され、高年齢者雇用確保措置による雇用と年金の接続が図られているところである。また、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果によると、9割の事業所において、60歳定年制を設けており、継続雇用制度のある事業所のうち大半が再雇用制度を導入していた。

雇用と年金の接続という観点から、退職予定者が定年前の早い段階から自らのキャリア設計を行い、高齢期において、多様な働き方の中から自らの希望と能力に応じた働き方を選択し、実現できるようにすることが重要である。また、意欲と能力のある人材が、幅広い領域でこれまで培った知識・経験を積極的に活用できる環境を整備するため、再任用職員等が能力を発揮できる職員配置を行っていく必要がある。

本市においては、平成27年10月に雇用と年金の接続への当面の対応について、これまでの再就職についての運用を原則として継続することを職員に対して周知している。また、退職予定者を対象に退職準備セミナーを開催し、再就職に関する情報の提供や厚生年金・退職手当制度などについても、説明を行っているところである。

任命権者においては、定年前のできるだけ早い段階から職員に対して、定年後の生活設計を考える機会を提供し、制度の理解を深めてもらうことで、職員が自らの希望と能力に応じた働き方を適切に選択できるよう、取

り組んでいくことが望まれる。特に公的年金の支給開始年齢が引き上げられる年度においては、比較的高い収入を得ることができるフルタイムでの勤務を希望する退職者の増加が予測されることから、計画的な人事管理に努め、年金支給開始年齢の引上げに応じた措置を講じていく必要がある。

(3) 県費負担教職員の給与負担等の移譲

現在の県費負担教職員制度においては、指定都市の県費負担教職員の任命権は指定都市が有しているのに対し、給与費負担、教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有している。この現行制度上の「ねじれ」を解消し、学校の設置者である指定都市が主体的に市民のニーズに応じた教育を提供できる体制を整えるため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成29年4月に施行され、道府県から指定都市に県費負担教職員の給与費負担等の権限移譲が行われることとなっている。

これに伴い、県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関しては、任命権者を中心として関係機関等と協議しながら準備が進められているところである。本委員会においても、任命権者と連携を図りながら、円滑な移譲に向け必要な準備を進めていく。

(4) 市民からの信頼確保

行政に対する市民の信頼を確立するためには、行政の担い手である職員が厳正な服務規律を確保し、高い公務員倫理を確立することが不可欠である。

任命権者におかれでは、これまであらゆる機会を通じて、職員への注意喚起を行い、不祥事の根絶と適正な公務運営の確保に取り組まれてきたところであるが、勤務時間外の行為に起因するものも含め、依然として、本市職員による不祥事は根絶されていない状況である。引き続き、コンプライアン

スの徹底や不祥事の発生しにくい風通しの良い職場環境づくりなどに積極的に取り組まれたい。

また、職員にあっては、一人ひとりが厳正な規律意識と高い倫理観を持ち、常に全体の奉仕者であるとの自覚を持って職務に専念し、市民からの期待と信頼に応えられるよう、職務に精励することを要望するものである。

8 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な待遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げを行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勧 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 給料表

給料表については、別記のとおり改定すること。

2 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

3 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、2については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

別記

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
	1	135,800	150,200	226,000	255,600	303,100	341,200	372,800	409,700
	2	136,800	152,000	227,900	257,800	305,400	343,700	375,300	412,800
	3	137,900	153,800	229,800	259,900	307,700	346,200	378,000	415,900
	4	139,000	155,700	231,800	261,900	310,000	348,700	380,700	419,100
	5	139,900	157,400	233,500	264,100	312,300	351,000	383,400	422,100
	6	141,100	159,300	235,400	266,200	314,600	353,500	386,100	425,200
	7	142,300	161,200	237,300	268,400	316,900	356,000	388,800	428,300
	8	143,600	163,100	239,200	270,600	319,200	358,600	391,500	431,500
	9	144,700	164,900	241,100	272,600	321,500	361,100	394,000	434,500
	10	146,000	166,800	243,100	274,600	323,800	363,700	396,800	437,600
	11	147,400	168,700	245,100	276,700	326,100	366,300	399,600	440,700
	12	148,700	170,600	247,000	278,800	328,400	369,000	402,300	443,900
	13	150,200	172,400	249,100	281,000	330,700	371,600	405,100	447,000
	14	152,000	174,300	251,200	283,100	333,000	374,200	407,700	450,200
	15	153,800	176,200	253,300	285,200	335,300	376,800	410,400	453,400
	16	155,700	178,100	255,400	287,300	337,600	379,400	413,100	456,600
	17	157,400	179,900	257,600	289,400	339,900	382,100	415,700	459,600
	18	159,300	181,800	259,600	291,500	342,200	384,600	418,400	462,700
	19	161,200	183,700	261,700	293,600	344,500	387,100	421,100	465,900
	20	163,100	185,600	263,800	295,700	346,800	389,600	423,800	469,100
	21	164,900	187,400	266,000	297,800	349,200	392,100	426,300	472,100
	22	166,800	189,300	268,100	299,900	351,500	394,400	428,900	475,200
	23	168,700	191,200	270,200	302,000	353,900	396,800	431,500	478,300
	24	170,600	193,100	272,300	304,100	356,300	399,200	434,100	481,400
	25	172,400	194,900	274,400	306,000	358,500	401,700	436,500	484,500
	26	174,300	196,800	276,500	308,000	360,800	404,000	439,000	487,400
	27	176,200	198,700	278,600	310,000	363,100	406,300	441,500	490,300
	28	178,100	200,600	280,700	312,000	365,400	408,600	444,000	493,300
	29	179,900	202,400	282,800	314,100	367,500	411,000	446,300	496,200
	30	181,800	204,300	284,800	316,100	369,700	413,000	448,500	498,000
	31	183,700	206,200	286,800	318,100	371,900	415,000	450,700	499,700
	32	185,600	208,100	288,800	320,100	374,100	417,000	452,900	501,400
	33	187,400	209,900	290,700	322,200	376,300	419,100	454,900	503,200
	34	189,300	211,800	292,700	324,200	378,300	420,300	456,500	504,400
	35	191,200	213,700	294,700	326,200	380,300	421,600	458,100	505,600
	36	193,100	215,600	296,700	328,200	382,300	422,800	459,700	506,800
	37	194,900	217,400	298,500	330,300	384,100	423,900	461,200	507,800
	38	196,800	219,300	300,400	332,300	385,900	424,700	462,000	508,900
	39	198,700	221,200	302,300	334,300	387,600	425,500	462,800	510,000
	40	200,600	223,200	304,200	336,300	389,300	426,300	463,600	511,100
	41	202,400	224,900	306,200	338,400	391,100	426,900	464,200	512,300
	42	204,300	226,800	308,100	340,400	392,400	427,600	464,900	513,100
	43	206,200	228,600	310,000	342,400	393,700	428,300	465,600	513,900
	44	208,100	230,600	312,000	344,400	395,100	429,000	466,300	514,700
	45	209,900	232,400	313,900	346,400	396,300	429,500	466,900	515,500
	46	211,800	234,200	315,800	348,400	397,200	430,200	467,600	516,300
	47	213,700	236,100	317,700	350,400	398,200	430,900	468,300	517,100
	48	215,600	237,900	319,600	352,400	399,200	431,600	469,000	517,900

	49	217, 400	239, 900	321, 500	354, 300	400, 200	432, 100	469, 600	518, 700
	50	218, 600	241, 800	323, 200	355, 800	400, 900	432, 700	470, 300	519, 500
	51	219, 800	243, 800	324, 900	357, 300	401, 600	433, 300	471, 000	520, 300
	52	221, 000	245, 800	326, 700	358, 800	402, 400	433, 900	471, 700	521, 100
	53	221, 900	247, 700	328, 300	360, 200	403, 100	434, 600	472, 300	521, 900
	54	223, 000	249, 600	329, 700	361, 400	403, 700	435, 200	473, 000	522, 500
	55	224, 100	251, 500	331, 100	362, 700	404, 300	435, 800	473, 700	523, 100
	56	225, 200	253, 300	332, 600	364, 000	405, 000	436, 400	474, 400	523, 700
	57	226, 100	255, 400	333, 900	365, 300	405, 600	436, 900	475, 000	524, 400
	58	227, 100	257, 300	335, 300	366, 200	406, 200	437, 500	475, 700	525, 000
	59	228, 100	259, 200	336, 700	367, 100	406, 900	438, 100	476, 400	525, 600
	60	228, 900	261, 100	338, 200	368, 000	407, 600	438, 700	477, 100	526, 200
	61	229, 900	262, 800	339, 400	368, 800	408, 100	439, 200	477, 700	526, 900
	62	230, 800	264, 600	340, 500	369, 600	408, 700	439, 800	478, 300	527, 500
	63	231, 700	266, 400	341, 600	370, 400	409, 300	440, 400	478, 900	528, 100
	64	232, 700	268, 200	342, 700	371, 300	410, 000	441, 000	479, 500	528, 700
	65	233, 500	270, 100	343, 900	372, 100	410, 500	441, 500	480, 000	529, 400
	66	234, 300	271, 900	344, 800	372, 700	411, 100	442, 100	480, 600	530, 000
	67	235, 200	273, 700	345, 700	373, 400	411, 700	442, 700	481, 200	530, 600
	68	236, 000	275, 500	346, 600	374, 100	412, 300	443, 300	481, 800	531, 200
	69	236, 600	277, 300	347, 400	374, 600	412, 700	443, 800	482, 300	531, 900
	70	237, 200	279, 100	348, 200	375, 200	413, 300	444, 300	482, 900	532, 500
	71	237, 700	280, 900	349, 000	375, 800	413, 900	444, 800	483, 500	533, 100
	72	238, 300	282, 700	349, 900	376, 500	414, 500	445, 300	484, 100	533, 700
再任用職員以外の職員	73	238, 900	284, 500	350, 600	377, 000	414, 900	445, 900	484, 600	534, 400
	74	239, 400	286, 300	351, 200	377, 600	415, 500	446, 400	485, 200	
	75	239, 900	288, 100	351, 800	378, 200	416, 100	446, 900	485, 800	
	76	240, 400	289, 900	352, 500	378, 800	416, 700	447, 400	486, 400	
	77	240, 700	291, 700	353, 000	379, 400	417, 100	448, 000	486, 900	
	78		293, 400	353, 500	379, 900	417, 700	448, 500		
	79		295, 100	354, 100	380, 400	418, 300	449, 000		
	80		296, 700	354, 700	381, 000	418, 900	449, 500		
	81		298, 300	355, 400	381, 500	419, 300	450, 100		
	82		299, 900	355, 900	382, 000	419, 800	450, 600		
	83		301, 500	356, 500	382, 500	420, 300	451, 100		
	84		303, 200	357, 100	383, 000	420, 800	451, 600		
	85		304, 800	357, 500	383, 600	421, 300	452, 200		
	86		306, 100	358, 000	384, 100	421, 800			
	87		307, 300	358, 500	384, 600	422, 300			
	88		308, 600	359, 000	385, 100	422, 800			
	89		309, 800	359, 500	385, 600	423, 300			
	90		310, 900	360, 000	386, 100	423, 800			
	91		312, 000	360, 500	386, 600	424, 300			
	92		313, 100	361, 000	387, 100	424, 800			
	93		314, 000	361, 300	387, 500	425, 300			
	94		314, 800	361, 700	388, 000	425, 800			
	95		315, 700	362, 200	388, 500	426, 300			
	96		316, 600	362, 700	389, 000	426, 800			
	97		317, 300	363, 000	389, 400	427, 300			
	98		317, 900	363, 400	389, 800	427, 800			
	99		318, 500	363, 800	390, 200	428, 300			
	100		319, 200	364, 200	390, 600	428, 800			
	101		319, 700	364, 700	391, 100	429, 300			
	102		320, 300	365, 100	391, 500	429, 800			
	103		320, 900	365, 500	391, 900	430, 300			
	104		321, 600	365, 900	392, 300	430, 800			

		322, 100	366, 400	392, 800	431, 200				
105		322, 700	366, 800	393, 200					
106		323, 300	367, 200	393, 600					
107		323, 900	367, 600	394, 000					
108									
109		324, 400	368, 000	394, 500					
110		325, 000	368, 400	394, 900					
111		325, 600	368, 800	395, 300					
112		326, 200	369, 200	395, 700					
113		326, 700	369, 600	396, 200					
114		327, 200	370, 000	396, 600					
115		327, 800	370, 400	397, 000					
116		328, 400	370, 800	397, 400					
117		328, 800	371, 200	397, 900					
118			371, 600	398, 200					
119			372, 000	398, 500					
120			372, 400	398, 800					
121			372, 800	399, 200					
122			373, 100	399, 500					
123			373, 400	399, 800					
124			373, 700	400, 100					
125			373, 800	400, 500					
126			373, 900	400, 800					
127			374, 000	401, 100					
128			374, 100	401, 400					
129			374, 300	401, 800					
130			374, 400	402, 100					
131			374, 500	402, 400					
132			374, 600	402, 700					
133			374, 700	403, 100					
134			374, 800	403, 400					
135			374, 900	403, 700					
136			375, 000	404, 000					
137			375, 100	404, 400					
138			375, 200						
139			375, 300						
140			375, 400						
141			375, 500						
142			375, 600						
143			375, 700						
144			375, 800						
145			375, 900						
146			376, 000						
147			376, 100						
148			376, 200						
149			376, 300						
再任用職員		170, 400	208, 900	230, 200	236, 100	268, 800	295, 600	373, 700	410, 600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	234,500	円	322,500	円	486,700
	2	237,400		325,300		489,100
	3	240,300		328,100		491,500
	4	243,200		330,900		493,900
	5	246,000		333,800		496,200
	6	249,000		336,700		498,600
	7	252,000		339,600		501,000
	8	255,000		342,500		503,400
	9	258,100		345,400		505,600
	10	261,400		348,400		507,900
	11	264,700		351,400		510,200
	12	268,000		354,400		512,500
	13	271,200		357,300		514,800
	14	274,000		360,100		517,100
	15	276,800		362,900		519,400
	16	279,600		365,700		521,700
	17	282,200		368,300		524,000
	18	284,800		370,900		526,200
	19	287,400		373,500		528,400
	20	290,000		376,100		530,600
	21	292,500		378,600		532,800
	22	295,100		380,900		535,000
	23	297,700		383,200		537,200
	24	300,300		385,500		539,400
	25	302,800		387,700		541,400
	26	305,300		389,800		543,500
	27	307,800		391,900		545,600
	28	310,300		394,000		547,700
	29	312,900		396,100		549,700
	30	315,400		398,100		551,400
	31	317,900		400,100		553,100
	32	320,400		402,100		554,800
	33	322,900		404,100		556,400
	34			406,100		558,000
	35			408,100		559,600
	36			410,100		561,200
	37		412,100		514,100	562,600
	38			469,300		563,900
	39			471,100		565,200
	40			472,900		566,500
	41			474,500		567,700
	42			476,200		568,700
	43			477,900		569,700
	44			479,600		570,700
	45			481,400		571,700
	46			483,100		572,700
	47			484,800		573,700
	48			486,500		574,700

			488,200	529,600	575,700
49			489,600	530,600	576,600
50			491,000	531,600	577,500
51			492,400	532,600	578,400
52					
53			493,600	533,600	579,300
54			494,400	534,600	580,200
55			495,200	535,600	581,100
56			496,000	536,600	582,000
57			496,900	537,600	582,900
58			497,700	538,600	583,800
59			498,500	539,600	584,700
60			499,300	540,600	585,600
61			500,000	541,600	586,500
62			500,800	542,600	587,400
63			501,600	543,600	588,300
64			502,400	544,600	589,200
65			503,000	545,500	590,100
66			503,800	546,400	591,000
67			504,600	547,300	591,900
68			505,400	548,200	592,800
69			506,000	549,000	593,700
70			506,700	549,800	594,600
71			507,400	550,600	595,500
72			508,100	551,400	596,400
73			508,900	552,300	597,300
74			509,600	553,100	598,200
75			510,300	553,900	599,100
76			511,000	554,700	600,000
77			511,700	555,600	600,900
78			512,400		
79			513,100		
80			513,800		
81			514,500		
再任用職員		291,000	335,800	382,500	407,600
					439,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
			円	円	円	円	円	円
	1	135,800	150,200	226,000	255,600	303,100	341,200	372,800
	2	136,800	152,000	227,900	257,800	305,400	343,700	375,300
	3	137,900	153,800	229,800	259,900	307,700	346,200	378,000
	4	139,000	155,700	231,800	261,900	310,000	348,700	380,700
	5	139,900	157,400	233,500	264,100	312,300	351,000	383,400
	6	141,100	159,300	235,400	266,200	314,600	353,500	386,100
	7	142,300	161,200	237,300	268,400	316,900	356,000	388,800
	8	143,600	163,100	239,200	270,600	319,200	358,600	391,500
	9	144,700	164,900	241,100	272,600	321,500	361,100	394,000
	10	146,000	166,800	243,100	274,600	323,800	363,700	396,800
	11	147,400	168,700	245,100	276,700	326,100	366,300	399,600
	12	148,700	170,600	247,000	278,800	328,400	369,000	402,300
	13	150,200	172,400	249,100	281,000	330,700	371,600	405,100
	14	152,000	174,300	251,200	283,100	333,000	374,200	407,700
	15	153,800	176,200	253,300	285,200	335,300	376,800	410,400
	16	155,700	178,100	255,400	287,300	337,600	379,400	413,100
	17	157,400	179,900	257,600	289,400	339,900	382,100	415,700
	18	159,300	181,800	259,600	291,500	342,200	384,600	418,400
	19	161,200	183,700	261,700	293,600	344,500	387,100	421,100
	20	163,100	185,600	263,800	295,700	346,800	389,600	423,800
	21	164,900	187,400	266,000	297,800	349,200	392,100	426,300
	22	166,800	189,300	268,100	299,900	351,500	394,400	428,900
	23	168,700	191,200	270,200	302,000	353,900	396,800	431,500
	24	170,600	193,100	272,300	304,100	356,300	399,200	434,100
	25	172,400	194,900	274,400	306,000	358,500	401,700	436,500
	26	174,300	196,800	276,500	308,000	360,800	404,000	439,000
	27	176,200	198,700	278,600	310,000	363,100	406,300	441,500
	28	178,100	200,600	280,700	312,000	365,400	408,600	444,000
	29	179,900	202,400	282,800	314,100	367,500	411,000	446,300
	30	181,800	204,300	284,800	316,100	369,700	413,000	448,500
	31	183,700	206,200	286,800	318,100	371,900	415,000	450,700
	32	185,600	208,100	288,800	320,100	374,100	417,000	452,900
	33	187,400	209,900	290,700	322,200	376,300	419,100	454,900
	34	189,300	211,800	292,700	324,200	378,300	420,300	456,500
	35	191,200	213,700	294,700	326,200	380,300	421,600	458,100
	36	193,100	215,600	296,700	328,200	382,300	422,800	459,700
	37	194,900	217,400	298,500	330,300	384,100	423,900	461,200
	38	196,800	219,300	300,400	332,300	385,900	424,700	462,000
	39	198,700	221,200	302,300	334,300	387,600	425,500	462,800
	40	200,600	223,200	304,200	336,300	389,300	426,300	463,600
	41	202,400	224,900	306,200	338,400	391,100	426,900	464,200
	42	204,300	226,800	308,100	340,400	392,400	427,600	464,900
	43	206,200	228,600	310,000	342,400	393,700	428,300	465,600
	44	208,100	230,600	312,000	344,400	395,100	429,000	466,300
	45	209,900	232,400	313,900	346,400	396,300	429,500	466,900
	46	211,800	234,200	315,800	348,400	397,200	430,200	467,600
	47	213,700	236,100	317,700	350,400	398,200	430,900	468,300
	48	215,600	237,900	319,600	352,400	399,200	431,600	469,000

	49	217, 400	239, 900	321, 500	354, 300	400, 200	432, 100	469, 600
	50	219, 300	241, 800	323, 200	355, 800	400, 900	432, 700	470, 300
	51	221, 200	243, 800	324, 900	357, 300	401, 600	433, 300	471, 000
	52	223, 200	245, 800	326, 700	358, 800	402, 400	433, 900	471, 700
	53	224, 900	247, 700	328, 300	360, 200	403, 100	434, 600	472, 300
	54	226, 800	249, 600	329, 700	361, 400	403, 700	435, 200	473, 000
	55	228, 600	251, 500	331, 100	362, 700	404, 300	435, 800	473, 700
	56	230, 600	253, 300	332, 600	364, 000	405, 000	436, 400	474, 400
	57	232, 400	255, 400	333, 900	365, 300	405, 600	436, 900	475, 000
	58	234, 200	257, 300	335, 300	366, 200	406, 200	437, 500	475, 700
	59	236, 100	259, 200	336, 700	367, 100	406, 900	438, 100	476, 400
	60	237, 900	261, 100	338, 200	368, 000	407, 600	438, 700	477, 100
	61	239, 900	262, 800	339, 400	368, 800	408, 100	439, 200	477, 700
	62	241, 800	264, 600	340, 500	369, 600	408, 700	439, 800	478, 300
	63	243, 800	266, 400	341, 600	370, 400	409, 300	440, 400	478, 900
	64	245, 800	268, 200	342, 700	371, 300	410, 000	441, 000	479, 500
	65	247, 700	270, 100	343, 900	372, 100	410, 500	441, 500	480, 000
	66	249, 600	271, 900	344, 800	372, 700	411, 100	442, 100	480, 600
	67	251, 500	273, 700	345, 700	373, 400	411, 700	442, 700	481, 200
	68	253, 300	275, 500	346, 600	374, 100	412, 300	443, 300	481, 800
	69	255, 400	277, 300	347, 400	374, 600	412, 700	443, 800	482, 300
	70	257, 300	279, 100	348, 200	375, 200	413, 300	444, 300	482, 900
	71	259, 200	280, 900	349, 000	375, 800	413, 900	444, 800	483, 500
	72	261, 100	282, 700	349, 900	376, 500	414, 500	445, 300	484, 100
再任 用職 員以 外の 職員	73	262, 800	284, 500	350, 600	377, 000	414, 900	445, 900	484, 600
	74	264, 600	286, 300	351, 200	377, 600	415, 500	446, 400	485, 200
	75	266, 400	288, 100	351, 800	378, 200	416, 100	446, 900	485, 800
	76	268, 200	289, 900	352, 500	378, 800	416, 700	447, 400	486, 400
	77	270, 100	291, 700	353, 000	379, 400	417, 100	448, 000	486, 900
	78		293, 400	353, 500	379, 900	417, 700	448, 500	
	79		295, 100	354, 100	380, 400	418, 300	449, 000	
	80		296, 700	354, 700	381, 000	418, 900	449, 500	
	81		298, 300	355, 400	381, 500	419, 300	450, 100	
	82		299, 900	355, 900	382, 000	419, 800	450, 600	
	83		301, 500	356, 500	382, 500	420, 300	451, 100	
	84		303, 200	357, 100	383, 000	420, 800	451, 600	
	85		304, 800	357, 500	383, 600	421, 300	452, 200	
	86		306, 100	358, 000	384, 100	421, 800		
	87		307, 300	358, 500	384, 600	422, 300		
	88		308, 600	359, 000	385, 100	422, 800		
	89		309, 800	359, 500	385, 600	423, 300		
	90		310, 900	360, 000	386, 100	423, 800		
	91		312, 000	360, 500	386, 600	424, 300		
	92		313, 100	361, 000	387, 100	424, 800		
	93		314, 000	361, 300	387, 500	425, 300		
	94		314, 800	361, 700	388, 000	425, 800		
	95		315, 700	362, 200	388, 500	426, 300		
	96		316, 600	362, 700	389, 000	426, 800		
	97		317, 300	363, 000	389, 400	427, 300		
	98		317, 900	363, 400	389, 800	427, 800		
	99		318, 500	363, 800	390, 200	428, 300		
	100		319, 200	364, 200	390, 600	428, 800		
	101		319, 700	364, 700	391, 100	429, 300		
	102		320, 300	365, 100	391, 500	429, 800		
	103		320, 900	365, 500	391, 900	430, 300		
	104		321, 600	365, 900	392, 300	430, 800		

105		322,100	366,400	392,800	431,200			
106		322,700	366,800	393,200				
107		323,300	367,200	393,600				
108		323,900	367,600	394,000				
109		324,400	368,000	394,500				
110		325,000	368,400	394,900				
111		325,600	368,800	395,300				
112		326,200	369,200	395,700				
113		326,700	369,600	396,200				
114		327,200	370,000	396,600				
115		327,800	370,400	397,000				
116		328,400	370,800	397,400				
117		328,800	371,200	397,900				
118			371,600	398,200				
119			372,000	398,500				
120			372,400	398,800				
121			372,800	399,200				
122			373,100	399,500				
123			373,400	399,800				
124			373,700	400,100				
125			373,800	400,500				
126			373,900	400,800				
127			374,000	401,100				
128			374,100	401,400				
129			374,300	401,800				
130			374,400	402,100				
131			374,500	402,400				
132			374,600	402,700				
133			374,700	403,100				
134			374,800	403,400				
135			374,900	403,700				
136			375,000	404,000				
137			375,100	404,400				
138			375,200					
139			375,300					
140			375,400					
141			375,500					
142			375,600					
143			375,700					
144			375,800					
145			375,900					
146			376,000					
147			376,100					
148			376,200					
149			376,300					
再任用職員		170,400	208,900	230,200	236,100	268,800	295,600	373,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
	1	199,500	円	255,000	円	292,000	円	349,000	円
	2	201,600		257,900		295,300		351,800	
	3	203,700		260,800		298,600		354,600	
	4	205,800		263,700		301,900		357,400	
	5	207,900		266,500		305,200		359,900	
	6	210,100		269,300		308,500		362,400	
	7	212,300		272,100		311,800		364,900	
	8	214,500		274,900		315,100		367,400	
	9	216,500		277,600		318,500		370,000	
	10	218,800		280,300		321,900		372,500	
	11	221,100		283,000		325,300		375,000	
	12	223,400		285,700		328,700		377,500	
	13	225,500		288,100		331,900		380,000	
	14	227,800		290,700		334,600		382,500	
	15	230,100		293,300		337,300		385,000	
	16	232,400		295,900		340,000		387,500	
	17	234,700		298,600		342,800		390,000	
	18	237,100		301,200		345,300		392,500	
	19	239,500		303,800		347,800		395,000	
	20	241,900		306,400		350,300		397,500	
	21	244,400		309,000		352,900		399,800	
	22	247,000		311,600		355,000		402,300	
	23	249,600		314,200		357,100		404,800	
	24	252,200		316,800		359,200		407,300	
	25	254,800		319,400		361,400		409,600	
	26	257,400		321,900		363,500		412,100	
	27	260,000		324,400		365,600		414,600	
	28	262,600		326,900		367,700		417,100	
	29	265,100		329,200		369,900		419,400	
	30	267,600		331,300		371,900		421,900	
	31	270,100		333,400		373,900		424,400	
	32	272,600		335,500		375,900		426,900	
	33	275,000		337,700		377,800		429,200	
	34	277,300		339,800		379,600		431,700	
	35	279,600		341,900		381,400		434,200	
	36	281,900		344,000		383,200		436,700	
	37	284,200		346,200		384,800		439,000	
	38	286,300		348,200		386,500		441,500	
	39	288,400		350,200		388,200		444,000	
	40	290,500		352,200		389,900		446,500	
	41	292,400		354,100		391,500		448,700	
	42	294,000		355,900		393,000		451,200	
	43	295,600		357,700		394,600		453,700	
	44	297,200		359,500		396,200		456,200	
	45	298,900		361,100		397,700		458,400	
	46	300,300		362,800		399,200		460,900	
	47	301,700		364,500		400,700		463,400	
	48	303,100		366,200		402,200		465,900	

		304, 500	367, 800	403, 700	468, 100
	50	305, 600	369, 300	405, 200	470, 200
	51	306, 700	370, 900	406, 700	472, 300
	52	307, 800	372, 500	408, 200	474, 400
	53	308, 900	373, 900	409, 600	476, 400
	54	310, 000	375, 400	410, 900	478, 300
	55	311, 100	376, 900	412, 200	480, 200
	56	312, 200	378, 400	413, 500	482, 100
	57	313, 100	379, 900	414, 800	483, 800
	58	314, 100	381, 400	416, 000	485, 600
	59	315, 100	382, 900	417, 200	487, 400
	60	316, 100	384, 400	418, 400	489, 200
再任用職員以外の職員	61	317, 100	385, 700	419, 600	490, 800
	62	318, 100	386, 900	420, 700	492, 500
	63	319, 100	388, 200	421, 800	494, 200
	64	320, 100	389, 500	422, 900	495, 900
	65	321, 100	390, 900	423, 800	497, 700
	66	322, 100	392, 100	424, 800	499, 200
	67	323, 100	393, 300	425, 800	500, 700
	68	324, 100	394, 500	426, 800	502, 200
	69	325, 100	395, 700	427, 600	503, 800
	70	326, 000	396, 700	428, 400	505, 200
	71	327, 000	397, 700	429, 200	506, 600
	72	328, 000	398, 700	430, 000	508, 000
	73	328, 800	399, 800	430, 800	509, 200
	74	329, 700	400, 700	431, 400	510, 300
	75	330, 600	401, 600	432, 000	511, 400
	76	331, 500	402, 500	432, 600	512, 500
	77	332, 400	403, 400	433, 300	513, 500
	78	333, 300	404, 200	433, 900	514, 500
	79	334, 200	405, 000	434, 500	515, 500
	80	335, 100	405, 800	435, 100	516, 500
	81	336, 000	406, 300	435, 800	517, 500
	82	336, 900	406, 900	436, 400	518, 300
	83	337, 800	407, 500	437, 000	519, 100
	84	338, 700	408, 100	437, 600	519, 900
	85	339, 500	408, 700	438, 300	520, 500
	86	340, 400	409, 300	438, 900	521, 300
	87	341, 300	409, 900	439, 500	522, 100
	88	342, 200	410, 500	440, 100	522, 900
	89	342, 900	410, 900	440, 800	523, 500
	90	343, 600	411, 400	441, 400	524, 300
	91	344, 300	411, 900	442, 000	525, 100
	92	345, 000	412, 400	442, 600	525, 900
	93	345, 600	413, 000	443, 300	526, 500
	94	346, 300	413, 500	443, 900	527, 300
	95	347, 000	414, 000	444, 500	528, 100
	96	347, 700	414, 500	445, 100	528, 900
	97	348, 300	415, 000	445, 600	529, 500
	98	349, 000	415, 500	446, 200	530, 200
	99	349, 700	416, 000	446, 800	530, 900
	100	350, 400	416, 500	447, 400	531, 600
	101	350, 800	417, 000	447, 900	532, 300
	102	351, 400	417, 500	448, 500	533, 000
	103	352, 000	418, 000	449, 100	533, 700
	104	352, 600	418, 500	449, 700	534, 400

	105	353, 200	419, 000	450, 200	535, 100
	106	353, 800	419, 500	450, 800	535, 800
	107	354, 400	420, 000	451, 400	536, 500
	108	355, 000	420, 500	452, 000	537, 200
	109	355, 400	421, 000	452, 500	537, 900
	110	355, 900	421, 500		
	111	356, 400	422, 000		
	112	356, 900	422, 500		
	113	357, 500	423, 000		
	114	358, 000			
	115	358, 500			
	116	359, 000			
	117	359, 500			
	118	360, 000			
	119	360, 500			
	120	361, 000			
	121	361, 400			
	122	361, 900			
	123	362, 400			
	124	362, 900			
	125	363, 300			
	126	363, 800			
	127	364, 300			
	128	364, 800			
	129	365, 200			
再任 用職 員		270, 500	283, 000	307, 200	377, 200

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	146,500	179,800	282,100	321,300	405,200
	2	147,800	181,700	285,000	323,600	407,200
	3	149,100	183,600	287,900	325,900	409,200
	4	150,400	185,500	290,700	328,200	411,200
	5	151,800	187,400	293,500	330,500	413,100
	6	153,300	189,300	296,400	332,800	415,100
	7	154,800	191,200	299,300	335,100	417,100
	8	156,300	193,100	302,100	337,400	419,100
	9	157,900	195,100	304,900	339,500	421,100
	10	159,500	197,100	307,800	341,600	423,100
	11	161,100	199,100	310,700	343,700	425,100
	12	162,700	201,100	313,600	345,800	427,100
	13	164,400	202,900	316,300	347,800	429,200
	14	166,300	205,000	318,600	349,900	431,100
	15	168,200	207,100	320,900	352,000	433,000
	16	170,100	209,200	323,200	354,100	434,900
	17	171,800	211,100	325,500	356,100	436,900
	18	173,700	213,800	327,700	358,200	438,800
	19	175,600	216,500	329,900	360,300	440,700
	20	177,500	219,200	332,100	362,400	442,600
	21	179,400	222,000	334,400	364,400	444,300
	22	181,300	224,700	336,500	366,500	446,100
	23	183,200	227,400	338,600	368,600	447,900
	24	185,100	230,100	340,700	370,700	449,700
	25	187,000	232,900	342,700	372,600	451,500
	26	188,900	235,600	344,800	374,600	453,200
	27	190,800	238,300	346,900	376,600	454,900
	28	192,700	241,000	349,000	378,600	456,600
	29	194,600	243,800	350,800	380,600	458,300
	30	196,500	246,500	352,800	382,600	459,800
	31	198,400	249,200	354,800	384,600	461,300
	32	200,300	251,900	356,800	386,600	462,800
	33	202,200	254,700	358,700	388,400	464,200
	34	204,100	257,400	360,700	390,400	465,400
	35	206,000	260,100	362,700	392,400	466,600
	36	207,900	262,800	364,700	394,400	467,800
	37	209,800	265,600	366,600	396,200	468,900
	38	211,700	268,500	368,500	397,900	470,000
	39	213,600	271,300	370,400	399,600	471,100
	40	215,500	274,200	372,300	401,300	472,200
	41	217,400	277,100	374,200	403,100	473,100
	42	219,300	280,000	376,000	404,700	473,800
	43	221,200	282,900	377,800	406,300	474,500
	44	223,100	285,700	379,600	407,900	475,200
	45	225,000	288,500	381,300	409,500	476,000
	46	226,800	291,400	383,000	411,100	476,700
	47	228,600	294,300	384,700	412,700	477,400
	48	230,400	297,100	386,400	414,300	478,100

	49	232, 100	299, 800	388, 100	415, 800	478, 600
	50	233, 800	302, 700	389, 700	417, 400	479, 200
	51	235, 500	305, 600	391, 300	419, 000	479, 800
	52	237, 200	308, 500	392, 900	420, 600	480, 400
	53	238, 900	311, 100	394, 300	422, 000	481, 100
	54	240, 600	313, 400	395, 800	423, 600	481, 700
	55	242, 300	315, 700	397, 300	425, 200	482, 300
	56	244, 000	318, 000	398, 800	426, 800	482, 900
	57	245, 700	320, 300	400, 200	428, 200	483, 500
	58	247, 400	322, 500	401, 600	429, 800	
	59	249, 100	324, 700	403, 000	431, 400	
	60	250, 800	326, 900	404, 400	433, 000	
	61	252, 400	328, 900	405, 900	434, 400	
	62	254, 100	331, 000	407, 200	436, 000	
	63	255, 800	333, 100	408, 500	437, 600	
	64	257, 500	335, 200	409, 800	439, 200	
	65	259, 100	337, 200	411, 000	440, 600	
	66	260, 800	339, 300	412, 300	442, 000	
	67	262, 500	341, 400	413, 600	443, 400	
	68	264, 200	343, 500	414, 900	444, 800	
	69	265, 700	345, 300	416, 100	446, 200	
	70	267, 100	347, 300	417, 400	447, 300	
	71	268, 400	349, 300	418, 700	448, 400	
	72	269, 800	351, 300	420, 000	449, 500	
	73	271, 000	353, 200	421, 100	450, 700	
	74	272, 300	355, 100	422, 300	451, 700	
	75	273, 600	357, 000	423, 500	452, 700	
	76	274, 900	358, 900	424, 700	453, 700	
	77	276, 100	360, 900	425, 800	454, 700	
	78	277, 400	362, 800	427, 000	455, 400	
	79	278, 700	364, 700	428, 200	456, 100	
	80	280, 000	366, 600	429, 400	456, 800	
再任 用職 員以 外の 職員	81	281, 000	368, 500	430, 500	457, 400	
	82	282, 200	370, 100	431, 600	458, 000	
	83	283, 400	371, 700	432, 700	458, 600	
	84	284, 600	373, 300	433, 800	459, 200	
	85	285, 800	374, 700	434, 900	459, 700	
	86	286, 900	376, 100	435, 900		
	87	288, 000	377, 500	436, 900		
	88	289, 100	378, 900	437, 900		
	89	290, 000	380, 400	438, 800		
	90	291, 000	381, 800	439, 500		
	91	292, 000	383, 200	440, 200		
	92	293, 000	384, 600	440, 900		
	93	293, 900	386, 100	441, 400		
	94	294, 800	387, 500	442, 000		
	95	295, 700	388, 900	442, 600		
	96	296, 600	390, 300	443, 200		
	97	297, 600	391, 500	443, 600		
	98	298, 500	392, 700	444, 000		
	99	299, 400	393, 900	444, 400		
	100	300, 300	395, 100	444, 800		
	101	301, 200	396, 400	445, 300		
	102	302, 100	397, 400	445, 700		
	103	303, 000	398, 400	446, 100		
	104	303, 900	399, 400	446, 500		

105	304, 700	400, 500	446, 800	
106	305, 300	401, 500	447, 200	
107	305, 900	402, 500	447, 600	
108	306, 500	403, 500	448, 000	
109	307, 200	404, 500	448, 200	
110	307, 700	405, 400		
111	308, 200	406, 300		
112	308, 700	407, 200		
113	309, 200	408, 000		
114	309, 700	408, 800		
115	310, 200	409, 600		
116	310, 700	410, 400		
117	311, 200	411, 100		
118	311, 700	411, 900		
119	312, 200	412, 700		
120	312, 700	413, 500		
121	313, 100	414, 100		
122	313, 500	414, 900		
123	313, 900	415, 700		
124	314, 300	416, 500		
125	314, 500	417, 100		
126	314, 800	417, 800		
127	315, 100	418, 500		
128	315, 400	419, 200		
129	315, 800	419, 800		
130		420, 400		
131		421, 000		
132		421, 600		
133		422, 300		
134		422, 800		
135		423, 300		
136		423, 800		
137		424, 400		
138		424, 800		
139		425, 200		
140		425, 600		
141		426, 000		
142		426, 400		
143		426, 800		
144		427, 200		
145		427, 400		
146		427, 700		
147		428, 000		
148		428, 300		
149		428, 700		
150		429, 000		
151		429, 300		
152		429, 600		
153		429, 900		
154		430, 200		
155		430, 500		
156		430, 800		
157		431, 100		
158		431, 400		
159		431, 700		
160		432, 000		

	161 162 163 164		432,300 432,600 432,900 433,200			
	165		433,300			
再任用職員		225,300	268,700	297,600	326,300	395,300

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号 級	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150, 200	195, 300	226, 000	255, 600	303, 100	341, 200	372, 800	409, 700
	2	152, 000	197, 200	227, 900	257, 800	305, 400	343, 700	375, 300	412, 800
	3	153, 800	199, 200	229, 800	259, 900	307, 700	346, 200	378, 000	415, 900
	4	155, 700	201, 100	231, 800	261, 900	310, 000	348, 700	380, 700	419, 100
	5	157, 400	202, 800	233, 500	264, 100	312, 300	351, 000	383, 400	422, 100
	6	159, 300	204, 700	235, 400	266, 200	314, 600	353, 500	386, 100	425, 200
	7	161, 200	206, 700	237, 300	268, 400	316, 900	356, 000	388, 800	428, 300
	8	163, 100	208, 600	239, 200	270, 600	319, 200	358, 600	391, 500	431, 500
	9	164, 900	210, 300	241, 100	272, 600	321, 500	361, 100	394, 000	434, 500
	10	166, 800	212, 200	243, 100	274, 600	323, 800	363, 700	396, 800	437, 600
	11	168, 700	214, 200	245, 100	276, 700	326, 100	366, 300	399, 600	440, 700
	12	170, 600	216, 100	247, 000	278, 800	328, 400	369, 000	402, 300	443, 900
	13	172, 400	217, 800	249, 100	281, 000	330, 700	371, 600	405, 100	447, 000
	14	174, 300	219, 800	251, 200	283, 100	333, 000	374, 200	407, 700	450, 200
	15	176, 200	221, 700	253, 300	285, 200	335, 300	376, 800	410, 400	453, 400
	16	178, 100	223, 600	255, 400	287, 300	337, 600	379, 400	413, 100	456, 600
	17	179, 900	225, 400	257, 600	289, 400	339, 900	382, 100	415, 700	459, 600
	18	181, 800	227, 500	259, 600	291, 500	342, 200	384, 600	418, 400	462, 700
	19	183, 700	229, 600	261, 700	293, 600	344, 500	387, 100	421, 100	465, 900
	20	185, 600	231, 600	263, 800	295, 700	346, 800	389, 600	423, 800	469, 100
	21	187, 400	233, 400	266, 000	297, 800	349, 200	392, 100	426, 300	472, 100
	22	189, 300	235, 400	268, 100	299, 900	351, 500	394, 400	428, 900	475, 200
	23	191, 200	237, 400	270, 200	302, 000	353, 900	396, 800	431, 500	478, 300
	24	193, 100	239, 500	272, 300	304, 100	356, 300	399, 200	434, 100	481, 400
	25	194, 900	241, 500	274, 400	306, 000	358, 500	401, 700	436, 500	484, 500
	26	196, 800	243, 500	276, 500	308, 000	360, 800	404, 000	439, 000	487, 400
	27	198, 700	245, 500	278, 600	310, 000	363, 100	406, 300	441, 500	490, 300
	28	200, 600	247, 500	280, 700	312, 000	365, 400	408, 600	444, 000	493, 300
	29	202, 400	249, 500	282, 800	314, 100	367, 500	411, 000	446, 300	496, 200
	30	204, 300	251, 400	284, 800	316, 100	369, 700	413, 000	448, 500	498, 000
	31	206, 200	253, 400	286, 800	318, 100	371, 900	415, 000	450, 700	499, 700
	32	208, 100	255, 400	288, 800	320, 100	374, 100	417, 000	452, 900	501, 400
	33	209, 900	257, 300	290, 700	322, 200	376, 300	419, 100	454, 900	503, 200
	34	211, 800	259, 200	292, 700	324, 200	378, 300	420, 300	456, 500	504, 400
	35	213, 700	261, 000	294, 700	326, 200	380, 300	421, 600	458, 100	505, 600
	36	215, 600	262, 900	296, 700	328, 200	382, 300	422, 800	459, 700	506, 800
	37	217, 400	264, 900	298, 500	330, 300	384, 100	423, 900	461, 200	507, 800
	38	219, 300	266, 800	300, 400	332, 300	385, 900	424, 700	462, 000	508, 900
	39	221, 200	268, 700	302, 300	334, 300	387, 600	425, 500	462, 800	510, 000
	40	223, 200	270, 600	304, 200	336, 300	389, 300	426, 300	463, 600	511, 100
	41	224, 900	272, 500	306, 200	338, 400	391, 100	426, 900	464, 200	512, 300
	42	226, 800	274, 300	308, 100	340, 400	392, 400	427, 600	464, 900	513, 100
	43	228, 600	276, 200	310, 000	342, 400	393, 700	428, 300	465, 600	513, 900
	44	230, 600	278, 100	312, 000	344, 400	395, 100	429, 000	466, 300	514, 700
	45	232, 400	280, 100	313, 900	346, 400	396, 300	429, 500	466, 900	515, 500
	46	234, 200	281, 900	315, 800	348, 400	397, 200	430, 200	467, 600	516, 300
	47	236, 100	283, 800	317, 700	350, 400	398, 200	430, 900	468, 300	517, 100
	48	237, 900	285, 800	319, 600	352, 400	399, 200	431, 600	469, 000	517, 900

	49	239, 900	287, 700	321, 500	354, 300	400, 200	432, 100	469, 600	518, 700
	50	241, 800	289, 500	323, 200	355, 800	400, 900	432, 700	470, 300	519, 500
	51	243, 800	291, 400	324, 900	357, 300	401, 600	433, 300	471, 000	520, 300
	52	245, 800	293, 400	326, 700	358, 800	402, 400	433, 900	471, 700	521, 100
	53	247, 700	295, 200	328, 300	360, 200	403, 100	434, 600	472, 300	521, 900
	54	249, 600	297, 000	329, 700	361, 400	403, 700	435, 200	473, 000	522, 500
	55	251, 500	298, 800	331, 100	362, 700	404, 300	435, 800	473, 700	523, 100
	56	253, 300	300, 600	332, 600	364, 000	405, 000	436, 400	474, 400	523, 700
	57	255, 400	302, 200	333, 900	365, 300	405, 600	436, 900	475, 000	524, 400
	58	257, 300	303, 800	335, 300	366, 200	406, 200	437, 500	475, 700	525, 000
	59	259, 200	305, 500	336, 700	367, 100	406, 900	438, 100	476, 400	525, 600
	60	261, 100	307, 200	338, 200	368, 000	407, 600	438, 700	477, 100	526, 200
	61	262, 800	309, 000	339, 400	368, 800	408, 100	439, 200	477, 700	526, 900
	62	264, 600	310, 400	340, 500	369, 600	408, 700	439, 800	478, 300	527, 500
	63	266, 400	311, 900	341, 600	370, 400	409, 300	440, 400	478, 900	528, 100
	64	268, 200	313, 300	342, 700	371, 300	410, 000	441, 000	479, 500	528, 700
	65	270, 100	314, 600	343, 900	372, 100	410, 500	441, 500	480, 000	529, 400
	66	271, 900	316, 000	344, 800	372, 700	411, 100	442, 100	480, 600	530, 000
	67	273, 700	317, 400	345, 700	373, 400	411, 700	442, 700	481, 200	530, 600
	68	275, 500	318, 800	346, 600	374, 100	412, 300	443, 300	481, 800	531, 200
	69	277, 300	319, 900	347, 400	374, 600	412, 700	443, 800	482, 300	531, 900
	70	279, 100	321, 000	348, 200	375, 200	413, 300	444, 300	482, 900	532, 500
	71	280, 900	322, 100	349, 000	375, 800	413, 900	444, 800	483, 500	533, 100
	72	282, 700	323, 300	349, 900	376, 500	414, 500	445, 300	484, 100	533, 700
再任 用職 員以 外の 職員	73	284, 500	324, 300	350, 600	377, 000	414, 900	445, 900	484, 600	534, 400
	74	286, 300	325, 000	351, 200	377, 600	415, 500	446, 400	485, 200	
	75	288, 100	325, 900	351, 800	378, 200	416, 100	446, 900	485, 800	
	76	289, 900	326, 800	352, 500	378, 800	416, 700	447, 400	486, 400	
	77	291, 700	327, 800	353, 000	379, 400	417, 100	448, 000	486, 900	
	78	293, 400	328, 500	353, 500	379, 900	417, 700	448, 500		
	79	295, 100	329, 400	354, 100	380, 400	418, 300	449, 000		
	80	296, 700	330, 200	354, 700	381, 000	418, 900	449, 500		
	81	298, 300	331, 000	355, 400	381, 500	419, 300	450, 100		
	82	299, 900	331, 800	355, 900	382, 000	419, 800	450, 600		
	83	301, 500	332, 600	356, 500	382, 500	420, 300	451, 100		
	84	303, 200	333, 400	357, 100	383, 000	420, 800	451, 600		
	85	304, 800	334, 200	357, 500	383, 600	421, 300	452, 200		
	86	306, 100	334, 900	358, 000	384, 100	421, 800			
	87	307, 300	335, 600	358, 500	384, 600	422, 300			
	88	308, 600	336, 200	359, 000	385, 100	422, 800			
	89	309, 800	336, 800	359, 500	385, 600	423, 300			
	90	310, 900	337, 400	360, 000	386, 100	423, 800			
	91	312, 000	338, 100	360, 500	386, 600	424, 300			
	92	313, 100	338, 800	361, 000	387, 100	424, 800			
	93	314, 000	339, 300	361, 300	387, 500	425, 300			
	94	314, 800	339, 800	361, 700	388, 000	425, 800			
	95	315, 700	340, 400	362, 200	388, 500	426, 300			
	96	316, 600	341, 000	362, 700	389, 000	426, 800			
	97	317, 300	341, 500	363, 000	389, 400	427, 300			
	98	317, 900	342, 100	363, 400	389, 800	427, 800			
	99	318, 500	342, 700	363, 800	390, 200	428, 300			
	100	319, 200	343, 300	364, 200	390, 600	428, 800			
	101	319, 700	343, 700	364, 700	391, 100	429, 300			
	102	320, 300	344, 200	365, 100	391, 500	429, 800			
	103	320, 900	344, 800	365, 500	391, 900	430, 300			
	104	321, 600	345, 300	365, 900	392, 300	430, 800			

	105	322, 100	345, 900	366, 400	392, 800	431, 200			
	106	322, 700	346, 400	366, 800	393, 200				
	107	323, 300	347, 000	367, 200	393, 600				
	108	323, 900	347, 600	367, 600	394, 000				
	109	324, 400	348, 100	368, 000	394, 500				
	110	325, 000	348, 600	368, 400	394, 900				
	111	325, 600	349, 200	368, 800	395, 300				
	112	326, 200	349, 800	369, 200	395, 700				
	113	326, 700	350, 300	369, 600	396, 200				
	114	327, 200		370, 000	396, 600				
	115	327, 800		370, 400	397, 000				
	116	328, 400		370, 800	397, 400				
	117	328, 800		371, 200	397, 900				
	118	329, 300		371, 600	398, 200				
	119	329, 900		372, 000	398, 500				
	120	330, 500		372, 400	398, 800				
	121	330, 900		372, 800	399, 200				
	122	331, 500		373, 100	399, 500				
	123	332, 100		373, 400	399, 800				
	124	332, 700		373, 700	400, 100				
	125	333, 000		373, 800	400, 500				
	126			373, 900	400, 800				
	127			374, 000	401, 100				
	128			374, 100	401, 400				
	129			374, 300	401, 800				
	130			374, 400	402, 100				
	131			374, 500	402, 400				
	132			374, 600	402, 700				
	133			374, 700	403, 100				
	134			374, 800	403, 400				
	135			374, 900	403, 700				
	136			375, 000	404, 000				
	137			375, 100	404, 400				
	138			375, 200					
	139			375, 300					
	140			375, 400					
	141			375, 500					
	142			375, 600					
	143			375, 700					
	144			375, 800					
	145			375, 900					
	146			376, 000					
	147			376, 100					
	148			376, 200					
	149			376, 300					
再任 用職 員		208, 900	215, 700	230, 200	236, 100	268, 800	295, 600	373, 700	410, 600

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 級	給料月額
1	372,000 円
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第1号任期付研究員給料表

号 級	給料月額
1	394,000 円
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第2号任期付研究員給料表

号 級	給料月額
1	328,000 円
2	364,000
3	392,000



參 考 資 料

目 次

第1部 職員の給与等の実態

第 1 表 給料表別平均給与月額	41
第 2 表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	42
第 3 表 給料表別、学歴別人員分布	43
第 4 表 給料表別、年齢別人員分布	44
第 5 表 給料表別、勤続年数別人員分布	46
第 6 表 給料表別、級別及び号給別人員分布	48
第 7 表 扶養手当の支給状況	94
第 8 表 住居手当の支給状況	96
第 9 表 管理職手当の支給状況	97

第2部 民間給与等の実態

平成28年職種別民間給与実態調査の概要	99
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	100
第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給	101
第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	102
第13表 民間における初任給の改定状況	112
第14表 民間における家族手当の支給状況	112
第15表 民間における住宅手当の支給状況	113
第16表 民間における特別給の支給状況	113
第17表 民間における給与改定の状況	113
第18表 民間における定期昇給の実施状況	114
第19表 民間における昇給制度の状況	114
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	114

第3部 労働経済指標

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費	115
第22表 労働経済指標	116



第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
行政職給料表(1) うち本年度の新規学卒の採用者を除いた職員	327,328 330,355	7,939 8,097	55,258 55,800	3,230 3,295	10,097 10,299	0 0	403,852 407,846
行政職給料表(2)	328,944	12,227	54,587	1,651	-	0	397,409
医療職給料表(1)	527,871	9,043	99,202	2,357	83,095	123,390	844,958
医療職給料表(2)	320,646	3,321	52,825	2,433	6,188	0	385,413
大学教育職給料表	403,386	6,600	66,548	2,276	5,938	0	484,748
高等学校教育職給料表	398,085	11,118	66,088	3,320	3,849	0	482,460
消防職給料表	296,002	12,244	49,941	4,240	3,887	0	366,314
全給料表 (企業職を除く。)	325,720	9,096	54,756	3,104	7,410	275	400,361

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	315,647	8,835	52,978	3,212	6,631	11,790	399,093
全給料表 (企業職を含む。)	323,444	9,037	54,354	3,129	7,234	2,877	400,075

- (注)1 数値については、平成28年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)。
- 2 給料には平成19年4月1日の給料の切替え及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。
- 3 高等学校教育職給料表の給料には「教職調整額」を含む。
- 4 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、単身赴任手当(基礎額)及び寒冷地手当の支給はない。
- 5 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)。

第2表 紙料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

区分 給料表	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1) うち本年度の新規学卒の採用者を除いた職員	5,767 5,654	41.4 41.8	17.1 17.5
行政職給料表(2)	1,399	49.3	21.1
医療職給料表(1)	21	52.2	14.5
医療職給料表(2)	468	41.3	14.9
大学教育職給料表	29	48.6	8.3
高等学校教育職給料表	328	45.6	15.3
消防職給料表	1,401	36.6	14.3
合 計	9,413	42.0	17.1

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,748	41.3	14.8
企業職を含めた総合計	12,161	41.9	16.6

第3表 紹介表別、学歴別人員分布

(単位:人)

区分 給料表	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	5,767	4,196	968	600	3
行政職給料表(2)	1,399	142	162	985	110
医療職給料表(1)	21	21	-	-	-
医療職給料表(2)	468	385	77	6	0
大学教育職給料表	29	27	2	0	0
高等学校教育職給料表	328	312	5	11	0
消防職給料表	1,401	866	193	342	0
合 計	9,413	5,949	1,407	1,944	113
構 成 比	100.0%	63.2%	14.9%	20.7%	1.2%

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,748	1,242	811	618	77
企業職を含めた総合計	12,161	7,191	2,218	2,562	190

構 成 比	100.0%	59.1%	18.2%	21.1%	1.6%
-------	--------	-------	-------	-------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)。

第4表 細料表別、年齢別人員分布

給料表 年 齡	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
	歳	人	人	人	人
18		5			
19		9			
20		9			
21		11			
22		78			6
23		109	1		7
24		77			2
25		97	1		2
26		92			13
27		123			7
28		128			11
29		135	1		13
30		126	2		16
31		146	1		10
32		142			14
33		145	2		16
34		128	2		28
35		131	2		1
36		133	10	1	10
37		160	17		15
38		181	18	1	18
39		179	22		13
40		227	32		11
41		231	49	1	14
42		218	46		16
43		244	55	1	8
44		222	50	1	19
45		182	47		10
46		174	64	1	8
47		230	84		14
48		160	97	1	12
49		157	80		20
50		160	79	1	23
51		170	89		15
52		126	89	2	12
53		117	88	1	13
54		133	78	3	18
55		147	62		2
56		141	66		11
57		118	60		5
58		136	59	1	4
59		130	46		1
60 以上		人	人	人	人
計		5,767	1,399	21	468
					29

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計	企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人	人	人	人
	2	7		7
	9	18		18
	6	15		18
	11	22		24
1	29	114		76
3	46	166		87
3	44	126		65
4	34	138		63
3	52	160		66
3	78	211		60
10	69	218		59
6	63	219		52
2	58	204		54
6	68	231		53
6	60	223		43
4	43	210		41
9	57	225		48
10	58	214		44
8	33	195		53
8	24	226		47
9	32	259		62
11	34	259		62
2	39	312		85
4	30	329		96
6	33	320		98
5	23	336		115
8	38	338		95
7	17	265		102
2	20	270		121
14	20	363		90
7	17	295		87
8	18	283		72
16	22	303		92
13	16	304		77
16	18	264		81
22	20	261		74
20	21	275		56
15	34	270		58
15	18	247		64
12	17	221		70
13	27	248		67
17	43	241		74
		8		12
人	人	人	人	人
328	1,401	9,413	2,748	12,161

第5表 級料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年 0	人 223	人 2	人 29	人 3	
1	211	4	20	1	
2	137	2	18	5	
3	119	7	12	1	
4	208	6	13	2	
5	170	5	18	2	
6	253	3	21	2	
7	270	3	19	1	
8	177		11	1	
9	122		16	2	
10	91		13	1	
11	115		15	2	
12	103		17		
13	108	11	10	1	
14	143	31	9		
15	164	88	9	1	
16	220	63	12		
17	138	92	6		
18	150	92	10		
19	126	109	17		
20	182	138	16		
21	195	130	14	3	
22	222	101	12		
23	175	86	19		
24	153	119	14		
25	175	38	11		
26	136	68	12		
27	115	53	11		
28	123	48	7		
29	104	20	10		
30	96	19	5		
31	82	12	8		
32	99	14	9		
33	121	8	9		
34	86	2	1		
35	131	8	7		
36	124	8	3		
37	63	1	4		
38	64	7	1		
39	46				
40	17			1	
41	10				
42					
43					
44		1			
45					
計	人 5,767	人 1,399	人 21	人 468	人 29

高等学校教育職 給料表	消防職 給料表	計	企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人	人	人	人
13	65	335	200	535
18	62	316	197	513
16	49	229	156	385
12	46	198	112	310
11	58	298	101	399
9	112	316	73	389
19	69	369	114	483
9	70	373	78	451
15	66	272	55	327
5	43	188	43	231
5	33	144	47	191
8	33	174	17	191
9	43	172	28	200
5	37	174	79	253
5	47	235	63	298
13	40	315	56	371
11	37	344	70	414
8	20	264	69	333
5	26	284	82	366
9	27	288	61	349
6	23	365	72	437
10	27	381	83	464
7	17	360	108	468
8	24	312	89	401
12	26	324	74	398
10	20	255	74	329
3	19	238	87	325
7	28	214	62	276
7	21	207	60	267
9	16	159	54	213
12	13	145	41	186
10	16	128	34	162
5	16	144	34	178
5	25	169	20	189
5	16	110	11	121
	21	167	32	199
4	26	165	32	197
2	22	92	20	112
	10	82	14	96
	10	56	18	74
	5	23	12	35
1	17	28	16	44
		1		1
人	人	人	人	人
328	1,401	9,413	2,748	12,161

第6表 級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7	5							
8	1							
9								
10								1
11		8						
12								
13	1							
14								
15	8							
16	1			1				
17	1							
18	2			1				
19	8			1				
20	1	1			1			
21	2			1				
22	1			1				
23	10	1		1				
24				1				
25		1						
26		1		3				
27	92	40		4	1			
28	3	26		4				1
29	7	16		7				
30	8	12		7	1			
31	107	57		5				
32	4	26		8		2		
33	12	34		12			1	
34	4	27		9				2
35	60	43		11				2
36	9	32		17		2		1
37	13	20		20		3	1	5
38	11	13		12	3			3
39	1	39	9	23		1	2	1
40	1	44	14	22	3	2	1	4
41		19	19	15		6	7	
42	1	26	38	25		12	2	
43		41	23	18	5	18	8	2
44		35	28	20	4	10	4	3
45		32	32	18	5	16	4	2
46		28	42	14	2	8	6	2
47		51	51	19	10	17	6	2
48		28	39	22	11	22	14	
49		37	34	23	8	17	6	1
50		33	24	23	7	10	3	
51		49	32	15	14	17	6	
52		44	28	26	12	19	3	2

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		36	32	25	13	19	5	2
54		25	27	18	15	22	4	
55		30	15	21	5	18	2	
56		34	18	15	11	27	5	1
57		25	20	14	10	12	3	
58		30	24	19	12	19	9	
59		27	21	21	9	12	1	
60		35	24	19	6	14	3	
61		22	15	15	12	9	4	
62		38	24	13	3	20	4	
63		20	23	6	8	18	6	
64		35	27	13	7	6	5	
65		27	27	23	8	15	5	
66		29	25	11	4	13	1	
67		35	17	15	8	12	3	
68		42	17	16	7	12	1	
69		19	23	16	9	8	1	
70		37	21	14	9	11	2	
71		23	24	22	7	10	1	
72		25	16	12	5	12	2	
73		19	26	17	7	7		
74		19	28	15	5	9	1	
75		27	18	19	11	9		
76		8	28	9	11	6		
77		11	19	6	9	1		
78		5	23	8	12	2		
79		6	14	7	8	3		
80		6	13	11	16	2		
81		3	14	9	7	1		
82		3	20	6	7	2		
83		5	19	7	10			
84		2	19	8	8			
85			18	8	6	8		
86			17	9	2			
87			16	5	7			
88			16	7	1			
89			9	4	1			
90			12	4				
91			9	3	4			
92			13	3	2			
93			7	6				
94		1	14	4				
95			10	9				
96			10	7				
97		1	11	1				
98			8	7				
99		2	6	7				
100			10	3	1			
101		1	5	4				
102			5	4				
103		1	9	4				
104			11	4				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			1	6	1	2		
106				2	3			
107				2	2			
108			1	4	1			
109			3	7	3			
110			1	3	2			
111				7	2			
112				6	5			
113				4	2			
114				3	4			
115			1	4	1			
116			2	1	6			
117			4	2	2			
118				1	5			
119				6	11			
120				9	14			
121				4	10			
122				5	6			
123				3	8			
124					11			
125					5			
126				5	3			
127				2	4			
128				3	3			
129				4	3			
130				7	2			
131				3	2			
132				1	3			
133				1	1			
134				4				
135				4				
136				7	2			
137				5	12			
138				2				
139				2				
140				3				
141				3				
142				4				
143				3				
144								
145				4				
146				3				
147				2				
148				6				
149				142				
合 計	382	1,583	1,609	1,101	392	521	142	37
平均給料月額	179,779円	244,524円	345,611円	364,531円	409,288円	437,551円	473,380円	510,232円
平均年齢	23.3歳	32.1歳	45.2歳	44.5歳	50.7歳	52.5歳	56.4歳	57.6歳

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)
 2 平均給料月額には、平成19年4月1日の給料の切替え及び平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む(以下、第6表の各表について同じ。)。

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20	1			
21				
22				
23				
24				
25				
26		1		
27			1	
28				
29				
30				
31				
32			1	
33			1	
34			1	
35				
36			1	
37				
38			1	
39				
40				
41				
42			4	
43				1
44			2	
45			2	
46			1	
47				2
48			2	4
49			1	3
50			1	7
51				8
52			2	6

號給 \ 級	1	2	3	4
53		1	13	
54		1	14	
55		1	12	
56		3	17	
57			24	
58		2	22	
59			24	
60			14	1
61		1	21	
62		2	17	1
63		2	25	1
64		3	19	1
65		4	27	
66			14	3
67		6	18	
68		4	24	2
69		3	21	4
70		6	27	3
71		3	21	2
72		4	22	9
73		8	15	4
74		2	20	6
75		11	31	4
76		8	21	5
77		5	17	5
78		13	20	7
79		10	20	1
80		6	19	6
81		7	17	3
82		4	29	2
83		8	14	5
84		6	21	2
85		6	23	3
86		5	21	1
87		2	21	1
88			27	1
89			28	
90		4	19	3
91		4	27	2
92		2	15	3
93		2	15	3
94			16	
95			11	1
96			11	2
97			14	3
98			14	
99			5	
100			7	3
101			4	1
102			2	2
103			3	1
104		1	2	2

級 号給	1	2	3	4
105		1	7	3
106			6	1
107			7	2
108			6	3
109			2	4
110			3	3
111			2	1
112				1
113			2	3
114			6	2
115			1	
116			3	
117			1	
118			3	1
119			1	
120			2	1
121			1	2
122			1	
123			3	
124			3	
125			2	4
126			4	1
127			1	1
128			1	
129			1	
130			2	1
131			1	1
132				2
133			1	
134				
135				
136			1	1
137			1	
138			1	
139			2	
140				
141			1	
142			2	
143			2	
144			3	
145				
146			2	
147			2	
148			1	
149			21	
合 計	2	182	1,068	147
平均給料月額	158,900円	268,121円	334,593円	365,520円
平均年齢	24.0歳	40.1歳	50.2歳	54.0歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26			1		
27					
28			1		
29					
30					
31					
32					
33				1	
34					1
35					
36				1	
37					
38					
39					1
40					
41					
42					
43				3	
44				1	
45					1
46					2
47					
48					
49					
50					
51					
52					1

級 号給	1	2	3	4	5
53					
54					
55				1	1
56					
57					
58					1
59					
60					1
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					1
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
合 計	0	2	3	6	10
平均給料月額	-	390,800円	467,733円	524,583円	575,300円
平均年齢	-	37.0歳	42.7歳	52.0歳	58.2歳

医療職給料表(2) [保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、
看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用] (単位:人)

号 給 級	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8					1		
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19					2		
20					1		
21							
22							
23							
24					1		
25			1		1		
26					1		
27	7		2				
28			1		1		
29		1	1		1		
30		2	1				
31		2	4				
32			1		3		
33			3		1		
34			1		1		
35		1	2		3		
36			2				
37		5			1		
38			3		2		
39			6	3	2		
40			2		1		
41		2	4	1	1		
42			3		1		
43			4	8			1
44			2	2	1		1
45			4	2	2		3
46			3	5	2		2
47			2	5	2		1
48	1		5	2	1	1	1
49		1	3	2		2	
50			4	5	1	2	
51			2	2	3		2
52			6	1	2	2	

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	
53		4	1	1	4			
54		2			1		1	
55		6	3		1		1	
56		3		1			1	
57		2	1	1	2	1		
58		5	1	2				
59		4	1	1	1			
60		3	1		1		2	
61		2		1		2		
62		5	1		2	1		
63		10	2	1		1		
64			2	1	1		1	
65		4	2	2			1	
66		4	2	2	2		1	
67		5	3	1			1	
68		2	2	3	1		1	
69		5		1			1	
70		2	4	1	2		1	
71		4	2		2		2	
72		3	1	3	1			
73		3	2	1	2			
74		1	1	1		1		
75			1			1		
76		1	1			1		
77				1	1			
78			1	2	1	1		
79								
80				3	1			
81				2	1	1		
82				1				
83				1				
84								
85					1			
86				4		1		
87		2			1			
88								
89					1	1		
90					1			
91					1			
92			2		1			
93					2			
94				2	1			
95					3			
96			1					
97				1	1			
98				1	2			
99				1	1			
100				1				
101								
102								
103				2				
104					1			

号給 級	1	2	3	4	5	6	7
105				1			
106							
107				1			
108							
109							
110							
111							
112				2	1		
113				2			
114							
115					2		
116				1			
117		1		1	1		
118				1			
119				1			
120				1			
121					1		
122					1		
123							
124				1	1		
125					1		
126							
127				2	1		
128				1			
129							
130				1			
131							
132				1			
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140				1			
141							
142							
143				1			
144							
145							
146				1			
147							
148							
149				8			
合 計	22	156	124	94	35	33	4
平均給料月額	187,536円	248,267円	344,739円	360,298円	408,649円	436,782円	468,650円
平均年齢	25.6歳	32.5歳	45.9歳	45.3歳	50.7歳	53.2歳	56.3歳

大学教育職給料表

[看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手]
である職員に適用

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25			1	
26				
27				
28				
29		1		
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48		1		
49		1		
50				
51				
52				

號給 \ 級	1	2	3	4
53	1			
54				
55	1			1
56				
57	1			
58				1
59				
60				
61				
62				
63				
64		1		
65		2		
66				1
67			1	
68				
69				1
70				
71				
72				
73	1			1
74				
75				
76	1			
77				1
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85	1			
86				1
87				
88				
89			3	
90				
91				
92				
93			1	
94				1
95				
96				
97		1	1	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				1
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	9	5	9	6
平均給料月額	310,811円	380,520円	436,700円	511,333円
平均年齢	37.2歳	48.2歳	52.9歳	59.7歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]
(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11			1		
12					
13					
14					
15			3		
16					
17					
18					
19			3		
20					
21					
22					
23			3		
24					
25					
26					
27			5		
28			1		
29					
30			1		
31					
32			2		
33			1		
34			1		
35			1		
36			1		
37			1		
38			3		
39			1		
40			4		
41			2		
42					
43			2		
44					
45			1		
46			3		
47			3		
48			1		
49			2		
50			1		
51			2		
52					1
53			1		
54			1		
55					
56			1		1

級 号給	1	2	3	4	5
57			1		
58			6		
59			4		
60			2		
61			2		
62			6		
63			3		
64			1		
65				1	
66			2		
67					
68			1		
69				2	
70			2		
71			4		
72				1	
73					
74			1		
75			5		
76			2		
77			2		
78			1		
79			4		
80			3	1	1
81					1
82			2		2
83			4	1	1
84			1	1	
85			2		7
86			1		
87	1			1	
88			1	1	
89			3		
90	2		1		
91				3	
92			2	3	
93			2		
94				2	
95			1	5	
96			1	1	
97			1	2	
98			2	2	
99			2	4	
100			1	1	
101			2		
102					
103			1		
104				1	
105			1		
106			1		
107			2	2	
108			1	2	
109			3	3	
110			5		
111					
112			3		

級 号給	1	2	3	4	5
113		2			
114		1			
115					
116		3			
117					
118		5			
119		3			
120		1			
121		1			
122		5			
123					
124					
125		2			
126		4			
127		2			
128		1			
129		5			
130		4			
131		1			
132		1			
133		1			
134		5			
135		1			
136		6			
137		6			
138		3			
139		5			
140		1			
141		2			
142		4			
143		2			
144		1			
145		4			
146		4			
147		8			
148		4			
149		3			
150		4			
151		2			
152		1			
153		3			
154		2			
155					
156					
157		1			
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165		3			
合 計	3	267	40	13	5
平均給料月額	300,872円	385,085円	457,623円	470,169円	486,880円
平均年齢	38.0歳	43.7歳	54.1歳	55.9歳	58.0歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3	2							
4								
5		1						
6								
7	9							
8								
9	1	1						
10								
11	5	1						
12								
13	3	1						
14								
15	8	4						
16		5						
17	1	3						
18		1						
19	6	13						
20	2	5						
21		2						
22		1	1					
23	46	7						
24	4	3						
25	7	10						
26	2	3	2					
27	47	12						
28	3	7						
29	9	10	3					
30	4	6	1					
31	21	14	4					
32	5	15	1					
33	5	6	4	1				
34	6	4	1					
35	30	10	2					
36	7	12	4	1				
37	7	6		1			1	
38	3	2	3	1				
39	28	6	5					1
40	10	9	4	2				
41	12	5	4	1				
42	5	4	1	2				
43	31	9	6	2			1	
44	10	5	8				3	
45	14	4	7					
46	12	10		2				
47	22	4	9	1			1	1
48	13	5	6					
49	6	6	7	2		3		
50	5	10	6	1	1	1	1	
51	11	5	3		1	1	1	3
52	7	5	9	2	2	1	1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	5	1	1		2	1		
54	7	3	2		1	2		
55	4	1	4	1		2		
56	7	3	3	1	3	2	1	
57	10	3	10	1	2	1		
58	3	3	4	5	3	5		
59	3	3	8	4	2	5		
60	4		2	4	1	2		
61	4	3	3	3	2	1		
62	3		5	3		3		
63				5	1	3		
64			4	3		3		
65		1	2	4	5	2		
66			6	5		4	2	
67		1	2	5		1		
68			4	2	1	2	1	
69			6	4	2	1		
70		2	2		1			
71			4	1	1	2		
72			4	1				
73			2	1	2			
74			5	1	4	1		
75			2	4	1			
76			4	3	3			
77			3		2			
78			3	3	4			
79			3	3	2			
80			3	4				
81			1	4	2			
82			4	2	1			
83			3	3	5			
84			1	2	2			
85			2		3	2		
86			2	2	1			
87			1	1	1			
88			5					
89			4	2				
90		1	3	1	2			
91			2					
92			1	1				
93		1	2	1				
94			3	1				
95			3	1				
96			1		1			
97			4	1				
98			2					
99		1		3				
100			3					
101								
102			2					
103			3					
104		1	1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			1	1				
106			2					
107			2					
108			1	1				
109			1	1				
110		1	2					
111		1	3					
112			3					
113		7	4	1				
114								
115			3	1				
116								
117					1			
118					1			
119			3					
120			1	2				
121					1			
122					1			
123					1			
124			1					
125					1			
126					1			
127					1			
128			1					
129				2	1			
130								
131								
132								
133								
134				5				
135				1				
136				4				
137				1				
138				1				
139				1				
140				3				
141				3				
142								
143				2				
144				1				
145				1				
146								
147				5				
148				4				
149				52				
合 計	479	289	369	129	67	52	15	*
平均給料月額	215,962円	265,699円	347,334円	373,202円	413,237円	440,108円	471,647円	*
平均年齢	26.5歳	32.8歳	44.2歳	43.6歳	51.5歳	54.5歳	56.9歳	*

(注) 「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)。

上下水道企業職給料表(1)（上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用）
(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1						1		
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14		1						
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24				1				
25								
26								
27	12	12						
28	1	3						
29		4		1				
30		2		1				
31	14	13						
32		7		1				
33		5						
34	2	5		1				
35	6	6		1				
36	1	3		2				
37	1	4		2				
38	2	3		1				
39		5						
40		6	1	2				
41		3	2	1			1	
42		5	1	2	1			
43		9	2	2		3		1
44		3	6	1	2	1		
45		6	6	1	1	3		
46		1	7	4			2	
47		6	6	3		2		
48		3	8	3	1			
49		3	5	4		1	1	
50			5	3	2	3		
51		5	5	1	1	2		
52		2	3	2	2			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		1	3	2		4		
54			7	5			1	
55		5	4	1	3	1		1
56		4	4	3	1	5		
57		4	4	4		2	1	
58		3	5	2	2	2		
59		6	1	4			1	
60			3	5	3	3		
61		4	3	3	3	3		
62		1	5	1	3	3		
63		3	5		1	2	1	
64		3	2	2	2	1		
65		4	7	5	1	1		
66		4	2	4	1		1	1
67			3	1		1		
68		1	4	2		3		
69		4	2	3				
70		2	4	2			1	
71		7	6	1		1		
72		2	2	5	2	1		
73		1	3	1	2	2		
74		3	4	1	2			
75		4	2	4	1			
76		4	2	4	2			
77		2	4	2	2			
78		1	7					
79		4	1	2	1			
80		1	6	1	2			
81			5	1	1			
82		1	5	1	1			
83			2	2				
84		1	3		1			
85			6	2		1		
86			5	1				
87			5		1			
88			4	1				
89				1				
90			2					
91					1			
92								
93		1		1				
94			1	1				
95			2	2				
96			2					
97		1						
98		1	1	1				
99			1	1				
100								
101			1					
102		2	1	1				
103				2	2			
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			1	1				
106				2				
107			1					
108			1					
109								
110			2	2				
111				1				
112			2	2				
113								
114					1			
115					1			
116			2	1				
117		1	1					
118			3	1				
119				4				
120			1	3				
121					1			
122					3			
123			1	4				
124					4			
125			1	2				
126			1	1				
127								
128			1	2				
129					3			
130			1		1			
131					2			
132			2					
133								
134								
135			1					
136			1					
137			1					
138								
139								
140								
141								
142								
143			2					
144			2					
145								
146			2					
147								
148								
149			42					
合 計	40	210	282	170	49	52	12	0
平均給料月額	182,138円	241,491円	349,896円	372,672円	409,400円	435,506円	474,125円	-
平均年齢	24.1歳	32.2歳	46.1歳	47.2歳	50.6歳	52.4歳	56.4歳	-

上下水道企業職給料表(2)（上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用） (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31	1			
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38	1			
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				1
49				2
50				2
51				3
52			1	2

級 号給	1	2	3	4
53			2	
54			2	
55			2	
56			2	
57			1	
58			4	
59			1	
60			4	
61			2	
62		1	3	
63			6	
64				1
65			7	
66			6	
67		1	4	
68			1	
69		2	3	
70		1	1	
71			2	
72			3	
73		1	2	
74		1	1	
75			2	
76		2	3	
77				2
78			2	
79			1	
80		2	1	
81		1	1	
82			1	
83			1	
84			1	4
85			3	
86			2	
87			2	
88			3	
89			1	2
90			2	1
91			2	1
92			1	
93			1	1
94			2	1
95			3	
96				
97			2	1
98			2	1
99			1	
100			1	
101				1
102				1
103				
104			1	

級 号給	1	2	3	4
105				1
106				2
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				1
114				
115				2
116				1
117				
118				1
119				1
120				
121				
122				
123				1
124				1
125				
126				
127				1
128				
129				
130				
131				1
132				1
133				
134				
135				
136				
137				
138				1
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				3
合 計	2	13	126	24
平均給料月額	179,300円	267,038円	333,124円	364,904円
平均年齢	29.0歳	39.2歳	46.6歳	52.3歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職)
員に適用

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27	1	2						
28								
29		2						
30		1			1			
31	4	1			1			
32								
33		1						
34								
35	2	1						
36	1	1						
37								
38					1			
39		2						
40							1	
41		1						
42							1	1
43								
44								
45		4				1		
46								
47			2					
48			1					
49		1				1	1	
50			1					
51					1			
52		1					1	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				2				
54				1				
55			3					
56			1	1				
57							1	
58				1	2			
59			1					
60						1	1	
61		2				1		
62				1				
63					1			
64						1		
65			1				1	
66		1				3		
67								
68			1					
69				1				
70								
71								
72		1						
73				1	1			
74						1	1	1
75					1			
76								
77					1			
78				1				
79					1			
80								
81								
82								
83						1		
84								
85								
86								
87								
88				1				
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149				1				
合 計	8	23	16	15	8	11	4	0
平均給料月額	184,813円	228,509円	338,644円	358,747円	409,013円	434,845円	477,425円	-
平均年齢	24.4歳	30.1歳	44.5歳	43.3歳	49.8歳	52.5歳	56.5歳	-

交通企業職給料表(2)（交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用）

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35			2			
36						
37						
38						
39			1			
40						
41						
42			3			
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						

級 号給	1	2	3	4	5	6
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65				1		
66					1	
67						
68					1	
69						
70					2	
71						1
72						
73			1			
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80					1	
81						
82						
83						
84		1				
85						
86						
87				1		
88		1		1		
89				2		
90				1		
91				1		
92						
93				1		
94				1		
95						
96				1		
97				2		
98				1		
99		1		1		
100				2		
101						
102						
103				2		
104				1		

級 号給	1	2	3	4	5	6
105			1			
106						
107						
108						
109				1		
110						
111						
112						
113			1			
114						
115						
116						
117			1			
118		1		1		
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126				1		
127						
128				1		
129						
130						
131						
132				1		
133						
134				1		
135						
136				1		
137						
138					1	
139						
140				1		
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
合 計	0	12	28	5	2	0
平均給料月額	-	269,067円	364,075円	378,900円	412,100円	-
平均年齢	-	41.4歳	52.8歳	49.8歳	52.5歳	-

交通企業職給料表(3) [交通局企業職員のうち自動車運転手、自動車修理員及び
誘導員に適用]

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32		2		
33				
34		3		
35		1		
36				
37	1			
38	1	1		
39	1		2	
40			2	
41			1	
42			5	
43			3	1
44				
45				1
46			2	2
47			1	2
48			4	2
49			2	3
50			3	6
51				5
52			1	3

号給 級	1	2	3	4
53		3	5	
54		1	6	
55			2	
56			5	
57			3	
58			5	
59		1	4	
60			5	
61			4	
62			3	
63			5	
64				1
65			5	
66		1	5	
67			7	
68		2	5	
69			7	
70		1	3	
71		2	5	
72		2	6	
73		2	3	
74			5	
75		1	4	
76		1	3	
77		1	4	2
78		1	3	
79		1	6	
80		2	1	2
81			3	2
82		1	5	
83			3	1
84		1	4	1
85			1	1
86		1	3	1
87		1	3	1
88			6	1
89			4	
90			2	1
91			10	
92			6	2
93			7	2
94		1	3	2
95			4	2
96			4	
97			7	1
98			5	
99			2	1
100			2	
101			1	1
102			2	
103			3	1
104				

級 号給	1	2	3	4
105			3	
106			3	
107			2	
108				
109			2	
110			3	
111		1	3	
112				
113			1	
114			1	1
115			1	1
116			2	
117			2	
118			1	
119				
120				
121			1	
122			2	
123				
124				
125			1	1
126				
127				
128			3	
129			1	
130				
131			1	
132				
133				
134				
135				
136				
137			1	
138			2	
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146			1	
147				
148			1	
149			1	
合 計	4	61	273	30
平均給料月額	179,725円	240,457円	333,235円	366,920円
平均年齢	29.3歳	40.9歳	50.6歳	55.4歳

病院企業職給料表(1) [病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用] (単位:人)

級号給 \	1	2	3	4	5	6	7	8
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23					1			
24								
25								
26								
27								
28					1			
29								
30								
31	1	1						
32								
33								
34			2					
35			3					
36			1					
37								
38			2					
39	1	1						1
40					1			
41					2			
42			1		1			
43	1	2			1		1	
44		2	1				1	
45			1	1				1
46		1	2					1
47			1				1	
48			1					
49				1	1			
50				1				
51		1			1		1	
52						1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		2	2		1	1		
54					1	1		
55				1				2
56			1					
57					1	2		
58					1			
59							1	
60		1						1
61					1			
62								1
63								
64		3						
65								
66		1						
67						1		
68			2					
69			1					
70		1					1	
71								
72		1				1		
73						1		
74			1					
75					1			
76							1	
77		1				1		
78								
79						1		
80								
81								
82								
83								
84		1			1			
85			1					
86			1					
87								
88								
89								
90			1					
91								
92								
93					1			
94								
95								
96								
97								
98								
99			1					
100								
101								
102				1				
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108					1			
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124					1			
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	3	28	18	19	9	11	6	*
平均給料月額	195,200円	240,689円	337,694円	356,068円	409,144円	436,173円	473,183円	*
平均年齢	24.7歳	33.1歳	44.0歳	43.3歳	49.7歳	52.1歳	56.2歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				

級 号給	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5		8			
6					
7					
8					
9		10			
10					
11					
12			6		
13		4	2		
14					
15					
16			5		
17		13			
18					
19		1			
20			3		
21		10		1	
22					
23					
24			5	1	
25	3	16	1		
26				1	
27					
28			5	4	
29	3		2	2	
30					
31					
32			1	1	
33					
34				1	
35					
36			2	5	
37					
38				1	
39					
40			1	3	1
41			1	1	1
42				2	1
43					
44				4	
45				2	
46				1	1
47				3	1
48					
49					2
50				1	
51					
52				1	

級 号給	1	2	3	4	5
53					1
54				4	1
55				1	3
56					
57				1	
58					
59					
60				3	
61					1
62				1	
63				1	2
64				1	1
65				1	1
66				4	
67				1	2
68					1
69					
70					2
71					
72					
73					
74					
75					1
76					2
77					
78					
79					
80					
81					
合 計	6	62	34	53	25
平均給料月額	306,650円	365,039円	434,626円	522,300円	583,728円
平均年齢	30.5歳	35.3歳	40.4歳	49.2歳	58.9歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師]
 その他の医療技術職員に適用 (単位:人)

級 号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21	1						
22							
23							
24							
25	3						
26							
27	9	6			1		
28	1	1					
29	34	1					
30							
31	8	5					
32	1	1			1		
33	67	31					
34	1	6					
35	11	9					
36	3	1					
37	70	35					
38	2	9					
39	3	8					
40	2	3	2				
41	45	27					1
42	1	4	2			1	
43	5	8	2				
44		2	2				
45	5	10	1				1
46	2	6	5				
47	1	4	2		1		1
48	1	4	10	2			
49	2	12	1		1	2	1
50		8	2			1	
51		7	5	2		2	1
52		4	1			4	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53	2	10	7			1	
54		7	3			2	
55		7	3	2		2	
56	1	3	4	1	1	1	
57	1	8	4	2		2	
58		6	2				
59		5	4	4		3	
60		9	3			1	
61	1	8	4		3		
62		1	4	2		1	
63		4	3	1			
64		7	4	1	1		
65		8	4	2			
66		1	4		1		
67		10	2	1	1		
68		3	3		1		
69		3	3		1		
70		5	5	1	1		
71		4	5	3			
72		4	3	1		1	
73		4	3	1	2		
74		4		1			
75		2	5		1		
76		5	2	2			
77		1	3				
78		2	4		2		
79		4	3	1	1		
80		4	3	3			
81			3	2			
82				1	1		
83			2	1		1	
84		3	1	2			
85		1	2	3			
86		3		1			
87		2		2			
88			1	1			
89				1	2		
90				3	2		
91				1	2		
92				1	1		
93				3	1		
94		1		1			
95				1	2		
96		1		1	2		
97							
98				1	1		
99							
100		1					
101					1		
102				2			
103				1	1		
104				1	2		

級 号給 \	1	2	3	4	5	6	7
105				2			
106				1			
107			3	1			
108			1				
109				1			
110				1			
111				2			
112							
113				4			
114							
115			2	1			
116				1	2		
117				1			
118		2		2			
119			1	1			
120			1	1			
121			1				
122				1			
123			1	1			
124			2	1			
125			2	1			
126				1			
127				1			
128				2			
129			1	1			
130							
131							
132			1				
133							
134							
135			2	1			
136							
137							
138							
139							
140			1				
141							
142			1				
143							
144			2				
145			1				
146							
147			1				
148			2				
149			14				
合 計	283	366	203	93	19	25	4
平均給料月額	191,627円	242,718円	348,089円	382,615円	411,132円	435,468円	469,150円
平均年齢	24.9歳	32.7歳	46.1歳	49.3歳	51.9歳	55.6歳	57.8歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数		(単位:人)		
区分 給料表	手当受給職員数	全職員	手当受給職員	
		平均扶養親族数	平均扶養親族数	
行政職給料表(1)	2,300	0.8		2.0
行政職給料表(2)	756	1.1		2.0
医療職給料表(1)	10	0.9		1.8
医療職給料表(2)	91	0.3		1.7
大学教育職給料表	11	0.6		1.6
高等学校教育職給料表	172	1.0		2.0
消防職給料表	784	1.2		2.2
合計	4,124	0.9		2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	1,133	0.8	2.0
企業職を含めた総合計	5,257	0.9	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

扶養親族数	手当受給職員		配偶者	配偶者以外の扶養親族数			合 計	
	職員数	構成比		1人目 の扶養 親 族	うち 配偶者が ない職員 の1人目	2人目 の扶養 親 族		
1人	1,497	36.3%	634	863	161	-	-	1,497
2人	1,396	33.9%	621	1,396	63	775	-	2,792
3人	945	22.9%	765	945	7	945	180	2,835
4人	252	6.1%	231	252	1	252	273	1,008
5人	31	0.8%	29	31	0	31	64	155
6人	3	0.1%	3	3	0	3	9	18
合 計	4,124	100.0%	2,283	3,490	232	2,006	526	8,305

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

項目	区 分	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額		20,762	20,906
全職員平均額		9,096	9,037

第8表 住居手当の支給状況

区 分 給料表	手当受給職員数 (人)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	1,129	3,230
行政職給料表(2)	140	1,651
医療職給料表(1)	3	2,357
医療職給料表(2)	69	2,433
大学教育職給料表	4	2,276
高等学校教育職給料表	66	3,320
消防職給料表	360	4,240
合 計	1,771	3,104

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	535	3,212
企業職を含めた総合計	2,306	3,129

(注) 住居手当は定額のため、手当受給職員平均額はいずれの給料表においても16,500円となる。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	700	83,186	10,097
行政職給料表(2)	-	-	-
医療職給料表(1)	19	91,842	83,095
医療職給料表(2)	37	78,268	6,188
大学教育職給料表	2	86,100	5,938
高等学校教育職給料表	18	70,133	3,849
消防職給料表	68	80,084	3,887
合 計	844	82,644	7,410

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	204	89,328	6,631
企業職を含めた総合計	1,048	83,945	7,234



第2部 民間給与等の実態

平成 28 年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成 28 年 4 月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された 497 事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 11 層に層化し、これらの層から 119 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 570 人（事務・技術関係職種 547 人）、初任給関係以外の調査職種 8,022 人（事務・技術関係職種の調査実人員 7,441 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、68,383 人であり、事務・技術関係職種は 61,657 人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産業	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
建設業	11	6	3	2
製造業	39	18	18	3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0
情報通信業	14	6	7	1
運輸業、郵便業	14	6	4	4
卸売業、小売業	5	5	0	0
金融業、保険業	2	2	0	0
不動産業、 物品賃貸業	1	1	0	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	1	1	0
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0	0
生活関連サービ ス業、娯楽業	0	0	0	0
教育、 学習支援業	3	2	0	1
医療、福祉	5	2	3	0
サービス業	4	0	2	2
合 計	100	49	38	13

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が19事業所あった。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表について同じ。)。

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

職種	項目	学歴	規模計	企業規模		
				500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	202,883	204,119	201,408	201,612
		短大卒	177,942	176,152	178,564	187,713
		高校卒	165,856	164,353	165,816	173,225
	新卒技術者	大学卒	206,781	210,554	203,776	203,769
		短大卒	180,312	178,974	179,616	187,770
		高校卒	165,814	164,108	166,125	171,558
	新卒事務員 ・技術者	大学卒	204,622	206,682	202,509	202,975
		短大卒	178,976	177,285	179,040	187,744
		計	165,837	164,244	165,952	172,392

(注) 金額は、きまつて支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	203,232
	短大卒	177,248
	高校卒	163,908

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規 模 計

職種	項目	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務・技術関係職種	支店長	人 5 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 51.3 51.3 — — —	円 786,630 786,630 — — —	円 0 0 — — —	円 786,630 786,630 — — —	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。) 本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照	同上
	工場長	人 5 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 52.3 52.3 — — —	円 785,869 785,869 — — —	円 0 0 — — —	円 785,869 785,869 — — —		
	事務部長	人 275 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 52.5 52.6 51.8 52.1 *	円 668,103 680,385 628,278 614,393 *	円 1,027 974 2,204 1,061 *	円 667,076 679,411 626,073 613,332 *		2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長
	技術部長	人 420 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 52.7 52.8 51.1 53.0 *	円 670,735 674,557 662,497 626,359 *	円 856 963 530 0 *	円 669,879 673,594 661,968 626,359 *		
	事務部次長	人 80 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 49.1 48.5 — 53.6 —	円 612,065 618,642 — 564,338 —	円 40 46 — 0 —	円 612,025 618,596 — 564,338 —		上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	技術部次長	人 103 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 49.1 49.3 47.7 48.1 —	円 623,645 630,998 642,018 566,370 —	円 2,512 3,022 0 0 —	円 621,133 627,977 642,018 566,370 —		
	事務課長	人 510 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 49.3 49.3 48.1 49.6 —	円 546,611 553,863 494,810 538,917 —	円 5,557 5,679 270 6,503 —	円 541,054 548,185 494,539 532,414 —	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	技術課長	人 857 大学卒 短大卒 高校卒 中学卒	歳 49.9 49.8 49.7 50.6 —	円 578,442 579,689 559,633 581,509 —	円 8,234 7,149 17,271 9,052 —	円 570,208 572,540 542,362 572,458 —		

(注)1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)。

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)。

3 「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

職種	項目 調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務・技術関係職種	事務課長代理	人 歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有する者職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職(課長-係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄参照
	大学卒	90 46.8	503,956	43,907	460,049		
	短大卒	65 45.9	504,834	43,062	461,772		
	高校卒	10 48.1	518,447	58,854	459,593		
	中学卒	15 49.9	489,565	36,871	452,693		
	技術課長代理	193 45.4	533,215	64,820	468,395		同上
	大学卒	161 44.5	524,876	63,142	461,734		
	短大卒	15 47.6	579,884	90,106	489,778		
	高校卒	17 51.6	569,595	59,886	509,709		
	中学卒	- -	-	-	-		
事務・技術関係職種	事務係長	168 42.5	463,010	26,118	436,891	係の長及び係長級専門職	同上
	大学卒	114 41.6	478,916	23,963	454,954		
	短大卒	24 42.2	434,640	29,320	405,320		
	高校卒	30 46.5	419,967	32,479	387,488		
	中学卒	- -	-	-	-		
	技術係長	283 41.2	443,203	75,760	367,443	同上	
	大学卒	203 39.9	433,399	68,511	364,889		
	短大卒	28 43.2	432,781	61,776	371,004		
	高校卒	51 45.7	489,903	113,337	376,566		
	中学卒	* *	*	*	*		
事務・技術関係職種	事務主任	370 45.6	501,338	97,746	403,592	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	同上
	大学卒	184 45.1	495,612	97,330	398,282		
	短大卒	42 46.6	428,770	52,476	376,294		
	高校卒	141 45.9	531,027	111,245	419,781		
	中学卒	3 49.9	453,635	101,287	352,349		
	技術主任	994 42.7	495,680	71,467	424,213	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	同上
	大学卒	627 41.1	498,392	65,837	432,555		
	短大卒	136 45.5	444,008	62,055	381,953		
	高校卒	229 45.8	512,553	92,453	420,100		
	中学卒	2 51.1	439,423	85,954	353,469		
事務・技術関係職種	事務係員	1,296 36.7	330,393	43,301	287,092	同上	
	大学卒	703 33.4	332,678	42,926	289,751		
	短大卒	250 38.9	318,834	37,490	281,344		
	高校卒	339 42.5	333,861	48,575	285,286		
	中学卒	4 49.8	325,569	42,117	283,452		
	技術係員	1,792 33.7	361,559	74,091	287,468	同上	
	大学卒	1,124 33.2	376,204	76,668	299,536		
	短大卒	225 35.2	336,539	68,051	268,487		
	高校卒	434 34.0	334,361	70,508	263,853		
	中学卒	9 45.7	281,111	39,159	241,952		

(注)4 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

5 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)。

2 規模500人以上

職種	項目 調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務・技術関係職種	支店長	人 4	歳 53.4	円 883,985	円 0	円 883,985	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	人 4	歳 53.4	円 883,985	円 0	円 883,985	
	短大卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
	高校卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
	中学卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
	工場長	人 4	歳 52.1	円 829,038	円 0	円 829,038	
	大学卒	人 4	歳 52.1	円 829,038	円 0	円 829,038	
	短大卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
	高校卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
	中学卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
事務部次長	事務部長	人 217	歳 52.6	円 684,285	円 209	円 684,076	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	人 184	歳 52.8	円 691,888	円 167	円 691,721	
	短大卒	人 5	歳 51.1	円 635,232	円 0	円 635,232	
	高校卒	人 28	歳 52.1	円 643,223	円 512	円 642,711	
	中学卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
技術部次長	技術部長	人 364	歳 52.9	円 676,254	円 785	円 675,469	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	人 317	歳 53.0	円 676,502	円 910	円 675,592	
	短大卒	人 34	歳 51.8	円 670,070	円 0	円 670,070	
	高校卒	人 13	歳 54.1	円 688,371	円 0	円 688,371	
	中学卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
事務課長	事務部次長	人 58	歳 50.1	円 678,338	円 0	円 678,338	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	人 50	歳 49.3	円 697,690	円 0	円 697,690	
	短大卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
	高校卒	人 8	歳 54.7	円 571,823	円 0	円 571,823	
	中学卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	
技術課長	技術部次長	人 96	歳 49.4	円 627,215	円 1,206	円 626,009	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	人 84	歳 49.4	円 629,500	円 1,387	円 628,113	
	短大卒	人 4	歳 49.5	円 650,500	円 0	円 650,500	
	高校卒	人 8	歳 48.9	円 596,842	円 0	円 596,842	
	中学卒	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	

職種	項目 調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務	事務課長代理	人 歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1) 4級、5級
	大学卒	81 46.7	506,403	41,347	465,057		
	短大卒	59 45.7	506,074	40,526	465,548		
	高校卒	8 48.5	531,279	58,021	473,258		
	中学卒	14 50.2	491,399	33,916	457,482		
	技術課長代理	- -	-	-	-	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職(課長-係長間)	同上
	大学卒	175 45.5	536,202	65,636	470,566		
	短大卒	153 44.6	526,339	63,893	462,446		
	高校卒	11 47.9	592,382	96,728	495,653		
	中学卒	11 52.1	587,504	58,034	529,471		
技術	事務係長	90 42.4	482,055	17,249	464,806	係の長及び係長級	同上
	大学卒	63 41.3	496,125	13,008	483,117		
	短大卒	8 43.5	492,330	17,668	474,662		
	高校卒	19 46.0	424,314	33,081	391,233		
	中学卒	- -	-	-	-		
	技術係長	188 41.2	434,900	76,664	358,236	専門職	同上
	大学卒	154 39.8	426,490	71,882	354,608		
	短大卒	11 45.9	415,387	49,317	366,070		
	高校卒	23 47.9	496,029	119,181	376,848		
	中学卒	- -	-	-	-		
関係職種	事務主任	254 45.7	493,793	74,871	418,922	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 3級
	大学卒	118 45.4	486,317	72,170	414,146		
	短大卒	27 47.8	435,393	48,503	386,890		
	高校卒	106 45.3	521,237	85,130	436,107		
	中学卒	3 49.9	453,635	101,287	352,349		
	技術主任	765 42.8	499,808	71,238	428,570	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	同上
	大学卒	480 41.1	500,272	64,973	435,299		
	短大卒	88 46.4	450,620	59,937	390,682		
	高校卒	197 46.1	518,979	93,435	425,543		
	中学卒	- -	-	-	-		
	事務係員	864 36.5	327,037	36,798	290,238	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級
	大学卒	501 33.4	332,596	39,437	293,159		
	短大卒	156 38.7	312,915	30,293	282,622		
	高校卒	203 42.9	323,007	34,638	288,369		
	中学卒	4 49.8	325,569	42,117	283,452		
	技術係員	1,050 33.7	376,046	81,604	294,442	職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	同上
	大学卒	735 33.0	389,308	85,436	303,871		
	短大卒	119 35.6	354,162	79,290	274,872		
	高校卒	195 35.2	338,218	68,006	270,212		
	中学卒	* *	*	*	*		

3 規模100人以上500人未満

職種	項目	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職(1)7級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	42	51.5	631,417	5,491	625,926	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	32	51.0	639,166	5,797	633,369		
	短大卒	3	53.6	662,523	6,916	655,608		
	高校卒	7	53.0	582,697	3,480	579,217		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	48	50.3	642,210	1,656	640,553	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長一課長間)	行政職(1)6級
	大学卒	28	50.4	665,172	1,796	663,376		
	短大卒	8	48.0	630,204	3,663	626,541		
	高校卒	11	52.2	571,036	0	571,036		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務部次長	18	46.3	440,857	164	440,693	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1)4級、5級
	大学卒	17	46.4	437,154	173	436,981		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	5	46.2	643,949	22,160	621,789	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	3	46.4	662,588	37,487	625,101		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	117	48.1	531,887	10,071	521,816	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職(1)4級、5級
	大学卒	74	48.2	543,788	11,658	532,129		
	短大卒	10	48.7	453,108	604	452,504		
	高校卒	33	47.9	526,080	9,046	517,035		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	149	47.9	508,632	13,754	494,878	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	82	47.9	532,525	9,983	522,542		
	短大卒	18	45.8	471,710	5,994	465,716		
	高校卒	49	48.6	482,908	22,566	460,341		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種	項目 調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務	事務課長代理	人 3	歳 51.4	円 530,686	円 97,285	円 433,401	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有する者職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職(課長-係長間)	行政職(1)3級
	大学卒	3	51.4	530,686	97,285	433,401		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	10	45.0	424,961	26,714	398,247	同上	
	大学卒	4	43.7	424,085	6,741	417,344		
	短大卒	2	42.0	476,248	63,948	412,300		
	高校卒	4	47.7	400,977	29,210	371,767		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	事務係長	65	42.4	441,552	30,303	411,249	同上	
	大学卒	45	42.0	459,319	34,092	425,227		
	短大卒	14	41.3	401,712	29,822	371,890		
	高校卒	6	48.8	397,889	1,771	396,118		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	77	41.7	447,745	50,837	396,909	同上	係の長及び係長級専門職
	大学卒	43	40.8	451,537	40,670	410,868		
	短大卒	16	41.0	435,831	61,250	374,581		
	高校卒	17	44.5	454,942	67,558	387,384		
	中学卒	*	*	*	*	*		
関係職種	事務主任	87	46.3	546,773	165,216	381,557	係長等のいる事業所における主任係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1)1級、2級
	大学卒	49	45.5	546,343	166,378	379,966		
	短大卒	9	45.1	449,420	74,506	374,914		
	高校卒	29	47.7	568,724	183,523	385,201		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	191	41.5	460,343	68,260	392,083	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任中間職(係長-係員間)	同上
	大学卒	129	41.9	485,865	69,572	416,292		
	短大卒	37	40.7	409,151	64,050	345,101		
	高校卒	24	39.0	379,495	69,089	310,406		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務係員	368	37.7	346,419	62,545	283,874	同上	
	大学卒	183	33.6	337,152	55,590	281,562		
	短大卒	81	39.8	335,662	53,448	282,214		
	高校卒	104	43.4	370,866	81,658	289,207		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係員	620	34.2	337,610	59,137	278,473	同上	
	大学卒	333	34.3	348,819	54,354	294,465		
	短大卒	88	35.2	311,191	47,652	263,539		
	高校卒	195	33.5	330,009	72,913	257,096		
	中学卒	4	43.0	324,238	50,099	274,138		

4 規模100人未満

職種	項目	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務・技術関係職種	支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職(1)6級
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	16	52.4	544,992	301	544,691	2課以上又は構成員20人以上の部の長職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	7	55.3	566,892	0	566,892		
	短大卒	2	50.5	558,223	0	558,223		
	高校卒	6	51.0	514,475	803	513,672		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術部長	8	50.1	523,945	0	523,945	上記部長に事故等のあるときの職務代行者職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職中間職(部長一課長間)	行政職(1)4級、5級
	大学卒	3	51.0	501,610	0	501,610		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	51.3	530,433	0	530,433		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部次長	4	49.0	534,100	0	534,100	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	4	49.0	534,100	0	534,100		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	2	44.5	426,610	0	426,610	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	2	44.5	426,610	0	426,610		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務課長	15	47.5	451,040	0	451,040	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	10	47.4	455,578	0	455,578		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	4	49.0	462,329	0	462,329		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	11	50.0	475,740	33,743	441,997	2係以上又は構成員10人以上の課の長職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上
	大学卒	6	52.5	450,658	60,128	390,530		
	短大卒	2	46.0	450,081	0	450,081		
	高校卒	3	47.7	543,010	3,469	539,541		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種	項目 調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務	事務課長代理	人 歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職(1)3級
	大学卒	6 45.3	439,015	69,328	369,687		
	短大卒	3 45.3	440,357	62,957	377,400		
	高校卒	2 46.0	430,699	64,549	366,150		
	中学卒	* *	*	*	*		
	技術課長代理	8 44.8	482,903	62,210	420,693	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職中間職(課長-係長間)	同上
	大学卒	4 41.5	474,145	42,057	432,088		
	短大卒	2 47.5	464,350	0	464,350		
	高校卒	2 48.5	518,973	164,725	354,248		
	中学卒	- -	-	-	-		
技術	事務係長	13 43.9	417,725	78,712	339,014	係の長及び係長級	同上
	大学卒	6 42.5	410,749	86,582	324,167		
	短大卒	2 43.0	409,658	80,639	329,019		
	高校卒	5 46.0	429,324	68,496	360,828		
	中学卒	- -	-	-	-		
	技術係長	18 39.3	535,728	174,819	360,909	専門職	同上
	大学卒	6 36.2	526,268	163,797	362,471		
	短大卒	* *	*	*	*		
	高校卒	11 41.1	530,629	173,001	357,627		
	中学卒	- -	-	-	-		
関係職種	事務主任	29 41.4	385,712	70,638	315,074	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	行政職(1) 1級、2級
	大学卒	17 40.0	383,514	77,784	305,729		
	短大卒	6 42.2	347,583	36,390	311,192		
	高校卒	6 44.7	430,073	84,638	345,435		
	中学卒	- -	-	-	-		
	技術主任	38 39.9	427,826	109,055	318,771	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	同上
	大学卒	18 38.1	430,339	116,959	313,380		
	短大卒	11 42.5	423,764	106,282	317,482		
	高校卒	8 39.1	417,344	87,666	329,678		
	中学卒	* *	*	*	*		
	事務係員	64 34.4	283,291	41,462	241,830	同上	同上
	大学卒	19 33.6	278,883	37,104	241,779		
	短大卒	13 34.9	298,070	47,899	250,171		
	高校卒	32 34.6	279,904	41,434	238,471		
	中学卒	- -	-	-	-		
	技術係員	122 29.5	303,746	63,703	240,043	同上	同上
	大学卒	56 29.8	295,568	57,267	238,301		
	短大卒	18 30.1	286,968	68,300	218,668		
	高校卒	44 27.3	330,979	75,661	255,317		
	中学卒	4 47.0	211,957	12,624	199,334		

その2 給与比較の対象外職種
規 模 計

職種	項目	調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
				きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係職種	電話交換手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	*	*	*	*	*	
教育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	*	*	*	*	*	
	大学教授	13	60.6	583,295	11,872	571,423	
	大学准教授	11	48.9	489,487	14,637	474,850	
	大学講師	*	*	*	*	*	
	大学助教	-	-	-	-	-	
研究 関 係 職 種	高等学校校長	2	59.0	864,394	0	864,394	
	高等学校教頭	2	58.0	755,926	0	755,926	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	49	39.9	487,680	0	487,680	

職種	項目 調査実人員	平均年齢	平成28年4月分平均支給額			備考
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
医療関係職種	病院長	人 3 歳 62.7	円 1,831,740	円 0	円 1,831,740	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	人 3 歳 61.3	円 1,355,945	円 0	円 1,355,945	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	人 17 歳 52.5	円 1,243,691	円 0	円 1,243,691	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	人 44 歳 43.5	円 980,670	円 26,396	円 954,274	
	歯科医師	人 - 歳 -	円 -	円 -	円 -	
医療関係職種	薬局長	人 2 歳 46.5	円 577,879	円 22,913	円 554,967	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	人 29 歳 36.7	円 396,162	円 38,979	円 357,183	
	診療放射線技師	人 35 歳 38.1	円 319,320	円 43,435	円 275,886	
	臨床検査技師	人 41 歳 37.2	円 301,881	円 35,571	円 266,310	
	栄養士	人 22 歳 41.9	円 304,017	円 41,243	円 262,774	
医療関係職種	理学療法士	人 34 歳 34.1	円 301,598	円 37,090	円 264,508	
	作業療法士	人 28 歳 34.7	円 285,494	円 34,449	円 251,045	
	総看護師長	人 2 歳 61.0	円 642,961	円 0	円 642,961	部下に看護師長5人以上
	看護師長	人 33 歳 47.9	円 478,941	円 30,999	円 447,942	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	人 96 歳 36.1	円 357,863	円 24,720	円 333,143	
医療関係職種	准看護師	人 58 歳 37.8	円 305,585	円 26,258	円 279,327	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位: %)

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	45.2	(43.6)	(56.4)	-	54.8
高校卒	18.9	(51.3)	(48.7)	-	81.1

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における家族手当の支給状況

(単位: %)

制度の有無	事業所割合
制度あり	79.7
制度なし	20.3

(単位: 円)

扶養家族の構成	平均支給月額
配偶者	13,288
配偶者と子1人	19,548 (6,260)
配偶者と子2人	25,198 (5,650)

(注) 1 支給月額は、扶養家族の構成に応じて支給される手当額の平均である。

2 ()内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(参考)

(単位: 円)

市職員の現行扶養手当月額	配偶者	15,300
	配偶者以外の扶養親族	6,800
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき加算する額	5,000

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支 給	72.6
借家・借間居住者に支給	(95.9)
自宅居住者に支給	(70.8)
自社保有社宅居住者に支給	(2.6)
借上げ社宅居住者に支給	(12.3)
その他	(2.6)
非 支 給	27.4

(注) ()内は、支給がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第16表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分		技能・労務等従業員
	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員	
平均所定内給与月額 (単位:円)	下半期(A1)	390,068	301,453
	上半期(A2)	394,778	302,506
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	927,811	576,330
	上半期(B2)	826,690	470,086
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.38 月分	1.91 月分
	上半期(B2/A2)	2.09 月分	1.55 月分
年 間 の 平 均		4.32 月分	

(注)1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは平成28年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.20月分である。

第17表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階\項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
	係 員	17.8	-	44.8
課 長 級	18.3	10.8	-	70.9

第18表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	86.9	86.9	9.7	6.8	70.4	-	13.1
課長級	62.5	62.5	9.3	3.8	49.4	-	37.5

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 民間における昇給制度の状況

(単位:%)

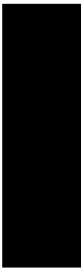
項目 役職段階	昇給制度 あり				昇給制度 なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	89.1	(33.8)	(88.2)	(68.7)	10.9
課長級	67.1	(22.8)	(81.9)	(68.0)	32.9

(注) ()内は、昇給制度がある事業所を100とした割合であり、複数回答である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項目 役職段階	一定率(額)分		考課査定分
	一定率(額)分	考課査定分	
係員	54.0	46.0	
課長級	41.1	58.9	
部長級	38.5	61.5	



第3部 労 働 經 濟 指 標

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費

(平成28年4月)

世帯人員 費　目	1人	2人	3人	4人	5人
食　料　費	円 27,440	円 40,540	円 51,680	円 62,830	円 73,970
住　居　関　係　費	53,500	58,960	53,820	48,690	43,560
被服・履物費	2,730	6,540	8,040	9,530	11,030
雜　費　I	26,960	36,530	51,630	66,730	81,830
雜　費　II	4,750	17,530	17,510	17,500	17,500
計	115,380	160,100	182,680	205,280	227,890

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における平成28年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食　料　費 食料
- 住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 被服及び履物
- 雜　費　I 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雜　費　II その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第22表 労働経済指標

項目	年月	単位	平成27年						
			4月	5月	6月	7月			
賃金・労働時間(厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国(規模30人以上)	きまつて支給する給与	調査産業計	金額	千円	292.5	286.8	290.1	289.4
				前年同月比	%	0.5	0.0	0.8	0.6
			うち所定内給与	金額	千円	266.5	262.6	265.5	264.5
				前年同月比	%	0.6	0.3	0.8	0.7
				総実労働時間数(調査産業計)	時間数	時間	155.8	143.0	153.4
	神奈川県(規模30人以上)	きまつて支給する給与	調査産業計	金額	千円	306.3	300.4	302.0	300.9
				前年同月比	%	0.9	△ 0.3	1.6	0.0
			うち所定内給与	金額	千円	278.9	274.3	275.3	274.0
				前年同月比	%	1.1	△ 0.2	1.4	△ 0.2
				総実労働時間数(調査産業計)	時間数	時間	151.1	140.9	149.1
生計費	家計調査(総務省)	(消二人費以上支の世帯出)	全 国	金額	千円	300.5	286.4	268.7	280.5
				前年同月比	%	△ 0.5	5.5	△ 1.5	0.1
			川 崎 市	金額	千円	277.6	273.3	275.9	292.0
				前年同月比	%	△ 38.4	△ 13.2	△ 8.0	△ 1.0
				国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比	%	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4
雇用・生産	消費者物価指数(総合指数、総務省)	全 国	前年同月比	%	0.6	0.5	0.4	0.2	
		川 崎 市	前年同月比	%	0.7	0.4	0.4	0.3	
		国内企業物価指数(日本銀行)	前年同月比	%	△ 2.1	△ 2.2	△ 2.4	△ 3.2	
	常用雇用指数(調査産業計、厚生労働省)			前年同月比	%	1.0	0.9	0.9	1.0
	有効求人倍率(厚生労働省)	全 国		倍	1.17	1.18	1.19	1.21	
		川 崎 市		倍	0.71	0.70	0.71	0.75	
	鉱工業生産指数(経済産業省)		前年同月比	%	△ 0.2	△ 4.5	2.1	△ 0.6	
	製造工業労働生産性指数(日本生産性本部)		前年同月比	%	△ 3.0	△ 2.2	1.5	△ 1.8	

8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月	4月
287.2	288.1	289.8	289.0	289.3	286.6	288.6	292.0	293.8
0.3	0.4	0.6	0.5	0.5	0.2	1.0	1.3	0.5
262.9	263.8	264.3	263.2	263.2	261.8	263.6	266.3	267.6
0.3	0.3	0.5	0.6	0.5	0.4	1.1	1.2	0.4
145.4	147.0	149.7	149.6	147.9	140.4	147.0	152.5	153.8
12.2	12.7	13.0	13.3	13.4	12.3	12.6	13.2	13.3
299.9	300.2	303.9	301.8	301.6	296.7	296.9	304.3	305.9
0.6	0.1	0.6	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	0.6	0.1	△ 0.1
274.2	275.0	276.6	274.4	273.3	270.5	270.7	276.6	279.3
0.4	0.1	0.2	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.2	0.7	0.3	0.1
140.4	143.0	146.8	146.8	145.2	136.4	142.5	149.2	152.0
12.4	13.4	13.8	14.1	14.2	12.8	13.0	14.0	13.7
291.2	274.3	282.4	273.3	318.3	281.0	269.8	300.9	298.5
3.2	△ 0.3	△ 2.1	△ 2.5	△ 4.2	△ 3.1	1.6	△ 5.3	△ 0.7
317.3	320.9	311.0	373.8	343.6	328.3	271.4	347.7	270.9
△ 7.3	16.2	11.1	23.5	△ 5.7	9.3	△ 17.1	1.3	△ 2.4
0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3
0.3	0.2	0.2	0.2	0.0	△ 0.1	0.1	0.0	△ 0.6
△ 3.7	△ 4.0	△ 3.8	△ 3.7	△ 3.5	△ 3.2	△ 3.4	△ 3.8	△ 4.2
1.0	1.0	1.2	1.2	1.3	1.2	1.0	1.2	0.8
1.22	1.23	1.24	1.26	1.27	1.28	1.28	1.30	1.34
0.78	0.81	0.87	0.93	0.99	1.02	0.99	0.96	0.85
△ 0.9	△ 1.2	△ 1.6	1.4	△ 2.1	△ 4.2	△ 1.2	0.2	△ 3.3
△ 2.2	△ 2.5	0.7	0.4	△ 3.1	△ 3.6	△ 1.3	△ 1.7	△ 3.2